

『ゆう！ケア』整理

介護保険

# サービスの単位数

(平成26年4月 消費税増税による報酬改定対応)

2014年1月22日

株式会社フォーエヴァー

I 居宅サービス (要介護1～5)

1	訪問介護	(11)
2	訪問入浴介護	(12)
3	訪問看護	(13)
4	訪問リハビリテーション	(14)
5	居宅療養管理指導	(31)
6	通所介護	(15)
7	通所リハビリテーション	(16)
8	短期入所生活介護	(21)
9	短期入所療養介護	
9-1	介護老人保健施設(老健)	(22)
9-2	療養病床を有する病院	(23)
9-3	診療所	(23)
9-4	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	(23)
10	特定施設入居者生活介護	(33, 27)
11	福祉用具貸与	(17)

II 介護予防サービス (要支援1, 2)

1	介護予防訪問介護	(61)
2	介護予防訪問入浴介護	(62)
3	介護予防訪問看護	(63)
4	介護予防訪問リハビリテーション	(64)
5	介護予防居宅療養管理指導	(34)
6	介護予防通所介護	(65)
7	介護予防通所リハビリテーション	(66)
8	介護予防短期入所生活介護	(24)
9	介護予防短期入所療養介護	
9-1	介護老人保健施設(老健)	(25)
9-2	療養病床を有する病院	(26)
9-3	診療所	(26)
9-4	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	(26)
10	介護予防特定施設入居者生活介護	(35)
11	介護予防福祉用具貸与	(67)

III 居宅介護支援 (要介護1～5) (43)IV 介護予防支援 (要支援1, 2) (46)V 地域密着型介護サービス (要介護1～5)

1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(76)
2	夜間対応型訪問介護	(71)
3	認知症対応型通所介護	(72)
4	小規模多機能型居宅介護	(73)
5	認知症対応型共同生活介護	(32, 38)
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	(36, 28)
7	地域密着型介護福祉施設(特養)	(54)
8	複合型サービス	(77)

VI 地域密着型介護予防サービス (要支援1, 2)

1	介護予防認知症対応型通所介護	(74)
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	(75)
3	介護予防認知症対応型共同生活介護	(37, 39)

VII 施設介護サービス (要介護1～5)

1	介護老人福祉施設(特養)	(51)
2	介護老人保健施設(老健)	(52)
3	介護療養型医療施設(病院・療養型)	
3-1	療養病床を有する病院	(53)
3-2	療養病床を有する診療所	(53)
3-3	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	(53)

## I 居宅サービス(要介護1～5)

## 1 訪問介護(11)

## (1) 所定単位数

■身体介護中心 ①		
20分未満	171単位	(夜間・深夜・早朝。日中は要介護3～5で一定の要件にあてはまる場合)
20分～30分未満	255単位	
30分～1時間未満	404単位	
1時間～1時間30分未満	587単位	
1時間30分～	+83単位	(30分ごとに)
■身体+生活援助 ②		
生活援助が		
20分～45分未満	+70単位	┌ ├身体介護中心に加算する └
45分～70分未満	+140単位	
70分～	+210単位	
■生活援助中心 ③		
20分～45分未満	191単位	
45分～	236単位	
■通院等乗降介助 ④		
1回	101単位	

## (2) 加算減算

□初任者研修課程を修了したサービス提供責任者配置減算	90%	
□同一建物に対する減算	90%	(同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
□2人で行う場合	+100%	(①②③)
□夜朝加算	+25%	(夜間18:00～22:00, 早朝6:00～8:00)
□深夜加算	+50%	(深夜22:00～翌6:00)
□特定事業所加算Ⅰ	+20%	
□特定事業所加算Ⅱ	+10%	
□特定事業所加算Ⅲ	+10%	
□特別地域加算	+15% (*)	
□中山間地域等小規模事業所加算	+10% (*)	
□中山間地域等サービス提供加算	+5% (*)	
□緊急時訪問介護加算	+100単位/回	(①②)
□初回加算	+200単位/月	(複数事業所で算定できる)
□生活機能向上連携加算	+100単位/月	(3カ月間)
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+総単位数の4.0%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+(Ⅰ)の90%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+(Ⅰ)の80%/月	(*)(平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

## (3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービスをうけている場合

## (4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 2 訪問入浴介護(12)

## (1) ■所定単位数 1259単位

## (2) 加算減算

□介護職員が3人減算	95%	
□清拭または部分浴減算	70%	
□同一建物に対する減算	90%	(同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
□特別地域加算	+15% (*)	
□中山間地域等小規模事業所加算	+10% (*)	
□中山間地域等サービス提供加算	+5% (*)	

- サービス提供体制強化加算 + 24 単位/回
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 総単位数の 1.8% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の 90% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の 80% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)
- (\*)支給限度額管理対象外

## (3)算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービス をうけている場合

## 3 訪問看護(13)

## (1)所定単位数

## ■訪問看護ステーション ①

- 20分未満 318 単位 (週に1回以上20分以上の訪問看護を行っている場合)
- 30分未満 474 単位
- 30分～1時間未満 834 単位
- 1時間～1時間30分未満 1144 単位

## ■訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ②

- 通常 318 単位
- 1日に2回を超えて行う場合 90%(286 単位) (1回につき)

## ■病院または診療所 ③

- 20分未満 256 単位 (週に1回以上20分以上の訪問看護を行っている場合)
- 30分未満 383 単位
- 30分～1時間未満 553 単位
- 1時間～1時間30分未満 815 単位

## ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携 ④

2935 単位

## (2)加算減算

- 准看護師減算 90% (①③)
  - 准看護師減算 98% (④。准看護師による訪問が1回でもある場合)
  - 同一建物に対する減算 90% (①②③。同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
  - 夜朝加算 + 25% (夜間18:00～22:00, 早朝6:00～8:00。①②③)
  - 深夜加算 + 50% (深夜22:00～翌6:00。①②③)
  - 2人以上で行う場合(30分未満) + 254 単位/回 (①②③)
  - 2人以上で行う場合(30分以上) + 402 単位/回 (①②③)
  - 1時間30分以上行う場合 + 300 単位/回 (①③、特別管理加算を算定している場合)
  - 要介護5の者に対する加算 + 800 単位/月 (④)
  - 特別地域加算 + 15% (\*)
  - 中山間地域等小規模事業所加算 + 10% (\*)
  - 中山間地域等サービス提供加算 + 5% (\*)
  - 緊急時訪問看護加算 + 540 単位/月 (①②④) (\*)
  - 緊急時訪問看護加算 + 290 単位/月 (③④) (\*)
- ※特別管理加算を算定する状態の者への2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定することができます。
- 特別管理加算(Ⅰ) + 500 単位/月 (在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態など) (\*)
  - 特別管理加算(Ⅱ) + 250 単位/月 (在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態など) (\*)
  - ターミナルケア加算 + 2000 単位/月 (\*)
  - 医療保険の訪問看護利用の減算 - 97 単位/日 (④)
  - 初回加算 + 300 単位/月 (退院時共同指導加算を算定する場合は×。複数事業所で算定できる。)
  - 退院時共同指導加算 + 600 単位/月 (原則1回(特別な管理を必要とする者は2回)。初回加算を算定する場合は×)
  - 看護・介護職員連携強化加算 + 250 単位/月
  - サービス提供体制強化加算 + 6 単位/回 (①②③)

サービス提供体制強化加算 + 50 単位/月 (④)

(\*) 支給限度額管理対象外

(3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービスをうけている場合

4 訪問リハビリテーション(14)

(1) 所定単位数 **307** 単位/回

(2) 加算減算

同一建物に対する減算 90% (同一建物に居住する30人以上に提供する場合)

中山間地域等サービス提供加算 + 5% (\*)

短期集中リハビリテーション実施加算 + 340 単位/日 (退院or新たな認定から1月以内)

短期集中リハビリテーション実施加算 + 200 単位/日 (退院or新たな認定から1~3月以内)

訪問介護事業所のサービス提供責

任者と連携した場合の加算 + 300 単位/回 (3月に1回を限度)

サービス提供体制強化加算 + 6 単位/回

(\*) 支給限度額管理対象外

(3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 をうけている場合

5 居宅療養管理指導(31)

(1) 医師または歯科医師

■ 医師

同一建物居住者以外	<b>503</b> 単位 (2回/月) ①	┆	(①+②で2回/月)
同一建物居住者	<b>452</b> 単位 (2回/月) ①		
同一建物居住者以外	<b>292</b> 単位 (2回/月) ②	┆	
同一建物居住者	<b>262</b> 単位 (2回/月) ②		

① 在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料を算定しない場合

② 在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合

■ 歯科医師

同一建物居住者以外 **503** 単位 (2回/月)

同一建物居住者 **452** 単位 (2回/月)

(2) 薬剤師

■ 病院または診療所の薬剤師

同一建物居住者以外 **553** 単位 (2回/月)

同一建物居住者 **387** 単位 (2回/月)

■ 薬局の薬剤師

同一建物居住者以外 **503** 単位 (4回/月) \*

同一建物居住者 **352** 単位 (4回/月) \*

\* 末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者の場合は2回/週、かつ8回/月

疼痛緩和の薬学的指導加算 + 100 単位/回

(3) ■ 管理栄養士

同一建物居住者以外 **533** 単位 (2回/月)

同一建物居住者 **452** 単位 (2回/月)

(4) ■ 歯科衛生士等

同一建物居住者以外 **352** 単位 (4回/月)

同一建物居住者 **302** 単位 (4回/月)

(5) ■ 看護職員(保健師, 看護師)

同一建物居住者以外 **402** 単位 (サービス開始月より6月以内で2回限り)

同一建物居住者 **362** 単位 (サービス開始月より6月以内で2回限り)

准看護師減算 90%

算定不可

利用者が定期的に通院している場合、定期的に訪問診療を受けている場合、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスをうけている場合

## 6 通所介護(15)

サービス提供時間区分が、3～5時間、5～7時間、7～9時間になりました。また、11～12時間ができました。

### (1) 所定単位数

#### ■ 小規模型通所介護 (利用延人数が300人以内) ①

[2～3時間]

3～5時間の場合の70%

[3～5時間]

要介護1 464単位  
要介護2 533単位  
要介護3 600単位  
要介護4 668単位  
要介護5 734単位

[5～7時間]

要介護1 705単位  
要介護2 831単位  
要介護3 957単位  
要介護4 1082単位  
要介護5 1208単位

[7～9時間]

要介護1 815単位  
要介護2 958単位  
要介護3 1108単位  
要介護4 1257単位  
要介護5 1405単位

[9～10時間]

7～9時間の場合に +50単位

[10～11時間]

7～9時間の場合に+100単位

[11～12時間]

7～9時間の場合に+150単位

#### ■ 通常規模型通所介護 (利用延人数が750人以内) ②

[2～3時間]

3～5時間の場合の70%

[3～5時間]

要介護1 403単位  
要介護2 460単位  
要介護3 518単位  
要介護4 575単位  
要介護5 633単位

[5～7時間]

要介護1 606単位  
要介護2 713単位  
要介護3 820単位  
要介護4 927単位  
要介護5 1034単位

[7～9時間]

要介護1 695単位  
要介護2 817単位  
要介護3 944単位  
要介護4 1071単位  
要介護5 1197単位

[9～10時間]

7～9時間の場合に +50単位

[10～11時間]

7～9時間の場合に+100単位

[11～12時間]

7～9時間の場合に+150単位

#### ■ 大規模型通所介護 I (利用延人数が900人以内) ③

[2～3時間]

3～5時間の場合の70%

[3～5時間]

要介護1 396単位  
要介護2 452単位  
要介護3 509単位  
要介護4 565単位  
要介護5 622単位

[5～7時間]

要介護1 596単位  
要介護2 701単位  
要介護3 806単位  
要介護4 911単位  
要介護5 1017単位

## [ 7～9 時間 ]

要介護 1	6 8 3 単位
要介護 2	8 0 3 単位
要介護 3	9 2 8 単位
要介護 4	1 0 5 3 単位
要介護 5	1 1 7 7 単位

## [ 9～10時間 ]

7～9 時間の場合に + 5 0 単位

## [ 11～12時間 ]

7～9 時間の場合に + 1 5 0 単位

## ■大規模型通所介護Ⅱ（利用延人数が900人以上）④

## [ 2～3 時間 ]

3～5 時間の場合の 7 0 %

## [ 3～5 時間 ]

要介護 1	3 8 6 単位
要介護 2	4 4 0 単位
要介護 3	4 9 6 単位
要介護 4	5 5 0 単位
要介護 5	6 0 5 単位

## [ 7～9 時間 ]

要介護 1	6 6 5 単位
要介護 2	7 8 2 単位
要介護 3	9 0 4 単位
要介護 4	1 0 2 5 単位
要介護 5	1 1 4 6 単位

## [ 9～10時間 ]

7～9 時間の場合に + 5 0 単位

## [ 11～12時間 ]

7～9 時間の場合に + 1 5 0 単位

## ■療養通所介護 ⑤

3～6 時間 1 0 0 7 単位

6～8 時間 1 5 1 1 単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 定員超過	7 0 %	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	7 0 %	
<input type="checkbox"/> 中山間地域等サービス提供加算	+ 5 %	(*)
<input type="checkbox"/> 入浴介助加算	+ 5 0 単位/日	(①②③④)
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算Ⅰ	+ 4 2 単位/日	(①②③④)
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算Ⅱ	+ 5 0 単位/日	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	+ 6 0 単位/日	(①②③④)
<input type="checkbox"/> 栄養改善加算	+ 1 5 0 単位/回	(2回/月。3月毎に確認。①②③④)
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算	+ 1 5 0 単位/回	(2回/月。3月毎に確認。①②③④)
<input type="checkbox"/> 同一建物に対する減算	- 9 4 単位/日	(同一建物に居住するなどの利用者の場合)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位/回	どちらかを算定(①②③④)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位/回	-
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位/回	(⑤)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の 1. 9 %/月	(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の 9 0 %/月	(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の 8 0 %/月	(*)(平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

## (3)算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービスをうけている場合

## (4)社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 7 通所リハビリテーション(16)

## (1) 所定単位数

## ■ 通常規模型 (利用延人数が750人以内)

## ＜病院又は診療所の場合＞

## [1～2時間] ①

要介護1	273	単位
要介護2	303	単位
要介護3	333	単位
要介護4	363	単位
要介護5	394	単位

## [3～4時間]

要介護1	390	単位
要介護2	467	単位
要介護3	545	単位
要介護4	623	単位
要介護5	701	単位

## [6～8時間]

要介護1	677	単位
要介護2	829	単位
要介護3	979	単位
要介護4	1132	単位
要介護5	1283	単位

## [8～9時間]

6～8時間の場合に +50 単位

## ＜介護老人保健施設の場合＞

## [1～2時間] ①

要介護1	273	単位
要介護2	303	単位
要介護3	333	単位
要介護4	363	単位
要介護5	394	単位

## [3～4時間]

要介護1	390	単位
要介護2	467	単位
要介護3	545	単位
要介護4	623	単位
要介護5	701	単位

## [6～8時間]

要介護1	677	単位
要介護2	829	単位
要介護3	979	単位
要介護4	1132	単位
要介護5	1283	単位

## [8～9時間]

6～8時間の場合に +50 単位

## [2～3時間]

要介護1	287	単位
要介護2	343	単位
要介護3	401	単位
要介護4	457	単位
要介護5	514	単位

## [4～6時間]

要介護1	507	単位
要介護2	616	単位
要介護3	724	単位
要介護4	832	単位
要介護5	940	単位

## [9～10時間]

6～8時間の場合に +100 単位

## [2～3時間]

要介護1	287	単位
要介護2	343	単位
要介護3	401	単位
要介護4	457	単位
要介護5	514	単位

## [4～6時間]

要介護1	507	単位
要介護2	616	単位
要介護3	724	単位
要介護4	832	単位
要介護5	940	単位

## [9～10時間]

6～8時間の場合に +100 単位

## ■ 大規模型 I (利用延人数が900人以内)

## ＜病院又は診療所の場合＞

## [1～2時間] ②

要介護1	267	単位
要介護2	298	単位
要介護3	327	単位
要介護4	357	単位
要介護5	387	単位

## [3～4時間]

要介護1	383	単位
要介護2	459	単位
要介護3	536	単位

## [2～3時間]

要介護1	281	単位
要介護2	337	単位
要介護3	394	単位
要介護4	449	単位
要介護5	506	単位

## [4～6時間]

要介護1	499	単位
要介護2	605	単位
要介護3	711	単位



要介護 4	6 1 2 単位
要介護 5	6 8 8 単位
[ 6～8 時間]	
要介護 1	6 6 5 単位
要介護 2	8 1 5 単位
要介護 3	9 6 3 単位
要介護 4	1 1 1 1 単位
要介護 5	1 2 6 1 単位
[ 8～9 時間]	
6～8 時間の場合に + 5 0 単位	
<介護老人保健施設の場合>	
[ 1～2 時間] ②	
要介護 1	2 6 7 単位
要介護 2	2 9 8 単位
要介護 3	3 2 7 単位
要介護 4	3 5 7 単位
要介護 5	3 8 7 単位
[ 3～4 時間]	
要介護 1	3 8 3 単位
要介護 2	4 5 9 単位
要介護 3	5 3 6 単位
要介護 4	6 1 2 単位
要介護 5	6 8 8 単位
[ 6～8 時間]	
要介護 1	6 6 5 単位
要介護 2	8 1 5 単位
要介護 3	9 6 3 単位
要介護 4	1 1 1 1 単位
要介護 5	1 2 6 1 単位
[ 8～9 時間]	
6～8 時間の場合に + 5 0 単位	

## ■大規模型Ⅱ（利用延人数が900人以上）

## &lt;病院又は診療所の場合&gt;

[ 1～2 時間] ③	
要介護 1	2 6 0 単位
要介護 2	2 9 0 単位
要介護 3	3 1 8 単位
要介護 4	3 4 7 単位
要介護 5	3 7 6 単位
[ 3～4 時間]	
要介護 1	3 7 2 単位
要介護 2	4 4 7 単位
要介護 3	5 2 1 単位
要介護 4	5 9 6 単位
要介護 5	6 7 0 単位
[ 6～8 時間]	
要介護 1	6 4 8 単位
要介護 2	7 9 2 単位
要介護 3	9 3 8 単位
要介護 4	1 0 8 2 単位
要介護 5	1 2 2 7 単位
[ 8～9 時間]	
6～8 時間の場合に + 5 0 単位	
<介護老人保健施設の場合>	
[ 1～2 時間] ③	
要介護 1	2 6 0 単位

要介護 4	8 1 8 単位
要介護 5	9 2 5 単位

[ 9～10時間]	
6～8 時間の場合に + 1 0 0 単位	

[ 2～3 時間]	
要介護 1	2 8 1 単位
要介護 2	3 3 7 単位
要介護 3	3 9 4 単位
要介護 4	4 4 9 単位
要介護 5	5 0 6 単位
[ 4～6 時間]	
要介護 1	4 9 9 単位
要介護 2	6 0 5 単位
要介護 3	7 1 1 単位
要介護 4	8 1 8 単位
要介護 5	9 2 5 単位

[ 9～10時間]	
6～8 時間の場合に + 1 0 0 単位	

[ 2～3 時間]	
要介護 1	2 7 4 単位
要介護 2	3 2 9 単位
要介護 3	3 8 3 単位
要介護 4	4 3 8 単位
要介護 5	4 9 2 単位
[ 4～6 時間]	
要介護 1	4 8 4 単位
要介護 2	5 8 8 単位
要介護 3	6 9 2 単位
要介護 4	7 9 5 単位
要介護 5	8 9 9 単位

[ 9～10時間]	
6～8 時間の場合に + 1 0 0 単位	

[ 2～3 時間]	
要介護 1	2 7 4 単位

要介護 2	290 単位
要介護 3	318 単位
要介護 4	347 単位
要介護 5	376 単位

[ 3 ～ 4 時間 ]

要介護 1	372 単位
要介護 2	447 単位
要介護 3	521 単位
要介護 4	596 単位
要介護 5	670 単位

[ 6 ～ 8 時間 ]

要介護 1	648 単位
要介護 2	792 単位
要介護 3	938 単位
要介護 4	1082 単位
要介護 5	1227 単位

[ 8 ～ 9 時間 ]

6 ～ 8 時間の場合に + 50 単位

要介護 2	329 単位
要介護 3	383 単位
要介護 4	438 単位
要介護 5	492 単位

[ 4 ～ 6 時間 ]

要介護 1	484 単位
要介護 2	588 単位
要介護 3	692 単位
要介護 4	795 単位
要介護 5	899 単位

[ 9 ～ 10 時間 ]

6 ～ 8 時間の場合に + 100 単位

## (2) 加算減算

- 定員超過 70%
  - 医師・理学療法士等の人員欠如 70%
  - 理学療法士等体制強化加算 + 30 単位/日 (①②③)
  - 中山間地域等サービス提供加算 + 5% (\*)
  - 入浴介助加算 + 50 単位/日
  - 訪問指導等加算 + 550 単位/月
  - リハビリテーションマネジメント加算 + 230 単位/月 …⑤ (複数事業所で算定できる)
  - 短期集中リハビリテーション実施加算 + 120 単位/日 (退院or新たな認定から1月以内。ただし④を算定している場合は×、⑤を算定していない場合は×)
  - 短期集中リハビリテーション実施加算 + 60 単位/日 (退院or新たな認定から1～3月以内。ただし、④を算定している場合は×、⑤を算定していない場合は×)
  - 個別リハビリテーション実施加算 + 80 単位/日 (13回/月。退院等から3カ月を超える場合。①②③は×。ただし⑤を算定していない場合は×)
  - 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 + 240 単位/日 (2回/週。退院等から3カ月以内。ただし⑤を算定していない場合は×)
  - 若年性認知症利用者受入加算 + 60 単位/日
  - 栄養改善加算 + 150 単位/回 (2回/月。3月毎に確認)
  - 口腔機能向上加算 + 150 単位/回 (2回/月。3月毎に確認)
  - 重度療養管理加算 + 100 単位/日 (①②③以外。要介護4・5に限る)
  - 同一建物に対する減算 - 94 単位/日 (同一建物に居住するなどの利用者の場合)
  - サービス提供体制強化加算Ⅰ + 12 単位/回 どちらかを算定
  - サービス提供体制強化加算Ⅱ + 6 単位/回 ↓
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 総単位数の1.7%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の90%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- (\*) 支給限度額管理対象外

## (3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービスをうけている場合

## 8 短期入所生活介護(21)

## (1) 所定単位数

## ■ 単独型 ①

[ 従来型個室 ]

要介護 1	648 単位
要介護 2	719 単位

[ 多床室 ]

要介護 1	722 単位
要介護 2	791 単位

要介護 3	7 9 1 単位
要介護 4	8 6 2 単位
要介護 5	9 3 1 単位

## ■併設型 ②

## [従来型個室]

要介護 1	6 1 2 単位
要介護 2	6 8 3 単位
要介護 3	7 5 5 単位
要介護 4	8 2 5 単位
要介護 5	8 9 5 単位

## ■単独型ユニット型 ③

## [ユニット型個室]

要介護 1	7 5 1 単位
要介護 2	8 2 1 単位
要介護 3	8 9 5 単位
要介護 4	9 6 5 単位
要介護 5	1 0 3 4 単位

## ■併設型ユニット型 ④

## [ユニット型個室]

要介護 1	7 1 5 単位
要介護 2	7 8 5 単位
要介護 3	8 5 9 単位
要介護 4	9 2 9 単位
要介護 5	9 9 8 単位

要介護 3	8 6 3 単位
要介護 4	9 3 2 単位
要介護 5	1 0 0 0 単位

## [多床室]

要介護 1	6 8 6 単位
要介護 2	7 5 5 単位
要介護 3	8 2 6 単位
要介護 4	8 9 6 単位
要介護 5	9 6 4 単位

## [ユニット型準個室]

要介護 1	7 5 1 単位
要介護 2	8 2 1 単位
要介護 3	8 9 5 単位
要介護 4	9 6 5 単位
要介護 5	1 0 3 4 単位

## [ユニット型準個室]

要介護 1	7 1 5 単位
要介護 2	7 8 5 単位
要介護 3	8 5 9 単位
要介護 4	9 2 9 単位
要介護 5	9 9 8 単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 夜勤職員減算	9 7 %	
<input type="checkbox"/> 定員超過	7 0 %	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	7 0 %	
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	9 7 %	(③④)
<input type="checkbox"/> 機能訓練体制加算	+ 1 2 単位/日	
<input type="checkbox"/> 看護体制加算Ⅰ	+ 4 単位/日…⑤	
<input type="checkbox"/> 看護体制加算Ⅱ	+ 8 単位/日…⑥	
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算Ⅰ	+ 1 3 単位/日 (①②)	
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算Ⅱ	+ 1 8 単位/日 (③④)	
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位/日 (7日を限度)…⑦	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	+ 1 2 0 単位/日 (⑦を算定している場合は×)	
<input type="checkbox"/> 送迎加算	+ 1 8 4 単位/片道	
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所体制確保加算	+ 4 0 単位/日	
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算	+ 6 0 単位/日 (7日を限度。⑦を算定している場合は×)	
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 2 3 単位/日	
<input type="checkbox"/> 在宅中重度者受入加算	+ 4 2 1 単位/日 (⑤がある場合。ただし⑥がない場合)	
<input type="checkbox"/> 在宅中重度者受入加算	+ 4 1 7 単位/日 (⑥がある場合。ただし⑤がない場合)	
<input type="checkbox"/> 在宅中重度者受入加算	+ 4 1 3 単位/日 (⑤⑥の両方がある場合)	
<input type="checkbox"/> 在宅中重度者受入加算	+ 4 2 5 単位/日 (⑤⑥が両方がない場合)	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位/日	⋮
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位/日	⋮どれかを算定
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位/日	⋮
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の 2.5 %/月	(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の 9 0 %/月	(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の 8 0 %/月	(*)(平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

## (3)社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 9 短期入所療養介護

## 9-1 介護老人保健施設(22)

## (1) 所定単位数

## ■ 通常型 ①

[従来型個室：従来型]

要介護1	754	単位
要介護2	802	単位
要介護3	865	単位
要介護4	917	単位
要介護5	971	単位

[多床室：従来型]

要介護1	831	単位
要介護2	879	単位
要介護3	942	単位
要介護4	996	単位
要介護5	1049	単位

## ■ 療養型老健(看護職員を配置) ②

[従来型個室：療養型]

要介護1	779	単位
要介護2	863	単位
要介護3	979	単位
要介護4	1055	単位
要介護5	1132	単位

[多床室：療養型]

要介護1	859	単位
要介護2	942	単位
要介護3	1058	単位
要介護4	1135	単位
要介護5	1211	単位

## ■ 療養型老健(看護ワンコール体制) ③

[従来型個室：療養型]

要介護1	779	単位
要介護2	857	単位
要介護3	951	単位
要介護4	1028	単位
要介護5	1104	単位

[多床室：療養型]

要介護1	859	単位
要介護2	936	単位
要介護3	1031	単位
要介護4	1107	単位
要介護5	1184	単位

## ■ ユニット型 ④

[ユニット型個室：従来型]

要介護1	834	単位
要介護2	881	単位
要介護3	945	単位
要介護4	999	単位
要介護5	1052	単位

[ユニット型準個室：従来型]

要介護1	834	単位
要介護2	881	単位
要介護3	945	単位
要介護4	999	単位
要介護5	1052	単位

## ■ ユニット型 療養型老健(看護職員を配置) ⑤

[ユニット型個室：療養型]

要介護1	941	単位
要介護2	1025	単位

[従来型個室：在宅強化型]

要介護1	784	単位
要介護2	856	単位
要介護3	918	単位
要介護4	976	単位
要介護5	1031	単位

[多床室：在宅強化型]

要介護1	864	単位
要介護2	938	単位
要介護3	1002	単位
要介護4	1058	単位
要介護5	1114	単位

[従来型個室：療養強化型]

要介護1	779	単位
要介護2	863	単位
要介護3	1048	単位
要介護4	1124	単位
要介護5	1201	単位

[多床室：療養強化型]

要介護1	859	単位
要介護2	942	単位
要介護3	1127	単位
要介護4	1204	単位
要介護5	1280	単位

[従来型個室：療養強化型]

要介護1	779	単位
要介護2	857	単位
要介護3	1021	単位
要介護4	1097	単位
要介護5	1174	単位

[多床室：療養強化型]

要介護1	859	単位
要介護2	936	単位
要介護3	1100	単位
要介護4	1177	単位
要介護5	1253	単位

[ユニット型個室：在宅強化型]

要介護1	867	単位
要介護2	941	単位
要介護3	1005	単位
要介護4	1061	単位
要介護5	1117	単位

[ユニット型準個室：在宅強化型]

要介護1	867	単位
要介護2	941	単位
要介護3	1005	単位
要介護4	1061	単位
要介護5	1117	単位

[ユニット型個室：療養強化型]

要介護1	941	単位
要介護2	1025	単位

要介護3	1 1 4 1	単位
要介護4	1 2 1 7	単位
要介護5	1 2 9 3	単位
[ユニット型準個室：療養型]		
要介護1	9 4 1	単位
要介護2	1 0 2 5	単位
要介護3	1 1 4 1	単位
要介護4	1 2 1 7	単位
要介護5	1 2 9 3	単位

## ■ユニット型 療養型老健(看護ワンコール体制) ⑥

[ユニット型個室：療養型]		
要介護1	9 4 1	単位
要介護2	1 0 1 9	単位
要介護3	1 1 1 3	単位
要介護4	1 1 9 0	単位
要介護5	1 2 6 6	単位
[ユニット型準個室：療養型]		
要介護1	9 4 1	単位
要介護2	1 0 1 9	単位
要介護3	1 1 1 3	単位
要介護4	1 1 9 0	単位
要介護5	1 2 6 6	単位

## ■日帰りショート ⑦ (日帰り。難病・がん末期の者)

3時間～4時間未満	6 5 4	単位
4時間～6時間未満	9 0 5	単位
6時間～8時間未満	1 2 5 7	単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 夜勤職員減算	9 7 %	
<input type="checkbox"/> 定員超過	7 0 %	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員等の人員欠如	7 0 %	(注)
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	9 7 %	(④⑤⑥)
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算	+ 2 4 単位/日	(①②③④⑤⑥)
<input type="checkbox"/> リハビリテーション機能強化加算	+ 3 0 単位/日	(注)
<input type="checkbox"/> 個別リハビリテーション実施加算	+ 2 4 0 単位/日	
<input type="checkbox"/> 認知症ケア加算	+ 7 6 単位/日	(①②③)
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位/日	(①②③④⑤⑥。7日を限度)…⑧
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算	+ 9 0 単位/日	(7日を限度。ただし⑧を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	+ 1 2 0 単位/日	(①②③④⑤⑥。ただし⑧を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	+ 6 0 単位/日	(⑦。ただし⑧を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 重度療養管理加算	+ 1 2 0 単位/日	(①④。要介護4・5)
<input type="checkbox"/> 重度療養管理加算	+ 6 0 単位/日	(⑦。要介護4・5)
<input type="checkbox"/> 送迎加算	+ 1 8 4 単位/片道	
◎特別療養費(介護療養型老健)		(*)
<input type="checkbox"/> 療養体制維持特別加算	+ 2 7 単位/日	(②③⑤⑥(=介護療養型老健))
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 2 3 単位/日	
◎緊急時施設療養費		
緊急時治療管理	5 1 1 単位/日	(*)
特定治療	定められた点数×10円	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位/日	↓ どれかを算定 ↓
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位/日	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位/日	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の1.5%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の90%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の80%/月	(*)(平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

要介護3	1 2 1 0	単位
要介護4	1 2 8 6	単位
要介護5	1 3 6 3	単位
[ユニット型準個室：療養強化型]		
要介護1	9 4 1	単位
要介護2	1 0 2 5	単位
要介護3	1 2 1 0	単位
要介護4	1 2 8 6	単位
要介護5	1 3 6 3	単位

[ユニット型個室：療養強化型]		
要介護1	9 4 1	単位
要介護2	1 0 1 9	単位
要介護3	1 1 8 3	単位
要介護4	1 2 5 9	単位
要介護5	1 3 3 6	単位
[ユニット型準個室：療養強化型]		
要介護1	9 4 1	単位
要介護2	1 0 1 9	単位
要介護3	1 1 8 3	単位
要介護4	1 2 5 9	単位
要介護5	1 3 3 6	単位

(注) P T、O T、S Tによる人員配置減算(人員欠如)を適用する場合は、□リハビリテーション機能強化加算は適用されません。

## 9-2 療養病床を有する病院(23)

## (1) 所定単位数

## ■ 通常型(看護6:1 介護4:1) ①

[従来型個室]

要介護1	7 2 4	単位
要介護2	8 3 2	単位
要介護3	1 0 6 7	単位
要介護4	1 1 6 7	単位
要介護5	1 2 5 7	単位

[多床室]

要介護1	8 3 4	単位
要介護2	9 4 2	単位
要介護3	1 1 7 6	単位
要介護4	1 2 7 6	単位
要介護5	1 3 6 6	単位

## ■ 通常型(6:1 5:1) ②

[従来型個室]

要介護1	6 6 5	単位
要介護2	7 7 2	単位
要介護3	9 3 0	単位
要介護4	1 0 8 4	単位
要介護5	1 1 2 5	単位

[多床室]

要介護1	7 7 4	単位
要介護2	8 8 2	単位
要介護3	1 0 4 0	単位
要介護4	1 1 9 3	単位
要介護5	1 2 3 5	単位

## ■ 通常型(6:1 6:1) ③

[従来型個室]

要介護1	6 3 5	単位
要介護2	7 4 5	単位
要介護3	8 9 4	単位
要介護4	1 0 4 9	単位
要介護5	1 0 8 9	単位

[多床室]

要介護1	7 4 5	単位
要介護2	8 5 5	単位
要介護3	1 0 0 3	単位
要介護4	1 1 5 8	単位
要介護5	1 1 9 8	単位

## ■ 経過型Ⅰ型(6:1 4:1) ④

[従来型個室]

要介護1	7 2 4	単位
要介護2	8 3 2	単位
要介護3	9 8 0	単位
要介護4	1 0 7 0	単位
要介護5	1 1 6 0	単位

[多床室]

要介護1	8 3 4	単位
要介護2	9 4 2	単位
要介護3	1 0 9 0	単位
要介護4	1 1 7 9	単位
要介護5	1 2 7 0	単位

## ■ 経過型Ⅱ型(8:1 4:1) ⑤

[従来型個室]

要介護1	7 2 4	単位
要介護2	8 3 2	単位
要介護3	9 3 9	単位
要介護4	1 0 2 9	単位
要介護5	1 1 1 8	単位

[多床室]

要介護1	8 3 4	単位
要介護2	9 4 2	単位
要介護3	1 0 4 9	単位
要介護4	1 1 3 8	単位
要介護5	1 2 2 8	単位

## ■ ユニット型 ⑥

[ユニット型個室]

要介護1	8 3 7	単位
要介護2	9 4 5	単位
要介護3	1 1 7 9	単位
要介護4	1 2 7 9	単位
要介護5	1 3 6 9	単位

[ユニット型準個室]

要介護1	8 3 7	単位
要介護2	9 4 5	単位
要介護3	1 1 7 9	単位
要介護4	1 2 7 9	単位
要介護5	1 3 6 9	単位

## ■ ユニット型 経過型 ⑦

[ユニット型個室]

要介護1	8 3 7	単位
要介護2	9 4 5	単位
要介護3	1 0 9 3	単位
要介護4	1 1 8 2	単位
要介護5	1 2 7 2	単位

[ユニット型準個室]

要介護1	8 3 7	単位
要介護2	9 4 5	単位
要介護3	1 0 9 3	単位
要介護4	1 1 8 2	単位
要介護5	1 2 7 2	単位

## ■ 日帰りショート ⑧ (日帰り。難病・がん末期の者)

3時間～4時間未満	6 5 4	単位
4時間～6時間未満	9 0 5	単位

6 時間～ 8 時間未満 1 2 5 7 単位

## (2) 加算減算

<input type="checkbox"/> 夜勤職員減算	- 2 5 単位 / 日	(注2)
<input type="checkbox"/> 定員超過	7 0 %	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	7 0 %	(③⑤⑥⑦⑧)
<input type="checkbox"/> 正看比率が20%未満	9 0 %	(③⑤⑥⑦⑧)
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した病院の医師数が60%未満	- 1 2 単位 / 日	(注1)
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した以外の病院の医師数が60%未満	9 0 %	(③⑤⑥⑦⑧) (注1)
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	9 7 %	(⑥⑦)
<input type="checkbox"/> 病院療養病床療養環境減算	- 2 5 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 医師配置減算	- 1 2 単位 / 日	(注1)
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算 I	+ 2 3 単位 / 日	┆ ┆ (①②③④⑤⑥⑦) (注2) ┆ ┆
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算 II	+ 1 4 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算 III	+ 1 4 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算 IV	+ 7 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位 / 日	(①②③④⑤⑥⑦。7日を限度)…⑨
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算	+ 9 0 単位 / 日	(7日を限度。ただし⑨を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 若年性認知症患者受入加算	+ 1 2 0 単位 / 日	(①②③④⑤⑥⑦。ただし⑨を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 若年性認知症患者受入加算	+ 6 0 単位 / 日	(⑧。ただし⑨を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 送迎加算	+ 1 8 4 単位 / 片道	
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 2 3 単位 / 日	
◎ 特定診療費	定められた単位数 × 1 0 円	(*)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 I	+ 1 2 単位 / 日	┆ ┆ どれかを算定 ┆
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 II	+ 6 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 III	+ 6 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (I)	+ 総単位数の 1. 1 % / 月	(*) (平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (II)	+ (I) の 9 0 % / 月	(*) (平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (III)	+ (I) の 8 0 % / 月	(*) (平成27年3月31日まで)

(\*) 支給限度額管理対象外

(注1) 医師の人員配置減算を適用する場合は、 医師経過措置減算(僻地の..)は適用されません。(注2) 夜間勤務条件減算を適用する場合は、 夜間勤務等看護加算は適用されません。

## 9-3 診療所(23)

## (1) 所定単位数

## ■ 通常型(看護6:1 介護6:1) ①

[従来型個室]

要介護 1	7 0 5 単位
要介護 2	7 5 6 単位
要介護 3	8 0 7 単位
要介護 4	8 5 8 単位
要介護 5	9 0 9 単位

[多床室]

要介護 1	8 1 4 単位
要介護 2	8 6 6 単位
要介護 3	9 1 7 単位
要介護 4	9 6 7 単位
要介護 5	1 0 1 9 単位

## ■ 通常型(3:1 3:1) ②

[従来型個室]

要介護 1	6 1 6 単位
要介護 2	6 6 2 単位
要介護 3	7 0 7 単位
要介護 4	7 5 2 単位
要介護 5	7 9 8 単位

[多床室]

要介護 1	7 2 6 単位
要介護 2	7 7 1 単位
要介護 3	8 1 6 単位
要介護 4	8 6 2 単位
要介護 5	9 0 8 単位

## ■ ユニット型 ③

[ユニット型個室]

要介護 1	8 1 7 単位
要介護 2	8 6 9 単位
要介護 3	9 2 0 単位

[ユニット型準個室]

要介護 1	8 1 7 単位
要介護 2	8 6 9 単位
要介護 3	9 2 0 単位

要介護4	970 単位	要介護4	970 単位
要介護5	1022 単位	要介護5	1022 単位
■日帰りショート	④ (日帰り。難病・がん末期の者)		
3時間～4時間未満	654 単位		
4時間～6時間未満	905 単位		
6時間～8時間未満	1257 単位		

## (2)加算減算

□定員超過	70%	
□ユニットケア体制未整備減算	97%	(③)
□診療所設備基準減算	-60 単位/日	
□認知症行動・心理症状緊急対応加算	+200 単位/日 (7日を限度)…⑤	
□緊急短期入所受入加算	+90 単位/日 (7日を限度。ただし⑤を算定している場合は×)	
□若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日 (①②③。ただし⑤を算定している場合は×)	
□若年性認知症利用者受入加算	+60 単位/日 (④。ただし⑤を算定している場合は×)	
□送迎加算	+184 単位/片道	
□療養食加算	+23 単位/日	
◎特定診療費	定められた単位数×10円 (*)	
□サービス提供体制強化加算Ⅰ	+12 単位/日	: どれかを算定
□サービス提供体制強化加算Ⅱ	+6 単位/日	
□サービス提供体制強化加算Ⅲ	+6 単位/日	
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+総単位数の1.1%/月 (*) (平成27年3月31日まで)	
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+(Ⅰ)の90%/月 (*) (平成27年3月31日まで)	
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+(Ⅰ)の80%/月 (*) (平成27年3月31日まで)	

(\*)支給限度額管理対象外

## 9-4 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(23)

## (1)所定単位数

■通常型(大学病院 看護3:1 介護6:1) ①			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	1054 単位	要介護1	1163 単位
要介護2	1119 単位	要介護2	1229 単位
要介護3	1185 単位	要介護3	1295 単位
要介護4	1253 単位	要介護4	1362 単位
要介護5	1319 単位	要介護5	1428 単位
■通常型(一般病棟 4:1 4:1) ②			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	996 単位	要介護1	1106 単位
要介護2	1066 単位	要介護2	1175 単位
要介護3	1135 単位	要介護3	1245 単位
要介護4	1206 単位	要介護4	1315 単位
要介護5	1274 単位	要介護5	1383 単位
■通常型(一般病棟 4:1 5:1) ③			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	967 単位	要介護1	1077 単位
要介護2	1036 単位	要介護2	1145 単位
要介護3	1103 単位	要介護3	1213 単位
要介護4	1170 単位	要介護4	1280 単位
要介護5	1238 単位	要介護5	1347 単位
■通常型(一般病棟 4:1 6:1) ④			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	952 単位	要介護1	1062 単位
要介護2	1018 単位	要介護2	1127 単位
要介護3	1084 単位	要介護3	1193 単位
要介護4	1151 単位	要介護4	1261 単位
要介護5	1218 単位	要介護5	1326 単位
■通常型(一般病棟 経過措置型) ⑤			



## 〔従来型個室〕

要介護 1	8 9 1 単位
要介護 2	9 5 7 単位
要介護 3	1 0 2 3 単位
要介護 4	1 0 9 0 単位
要介護 5	1 1 5 6 単位

## ■経過型 ⑥

## 〔従来型個室〕

要介護 1	7 9 4 単位
要介護 2	8 6 0 単位
要介護 3	9 2 6 単位
要介護 4	9 9 3 単位
要介護 5	1 0 6 0 単位

## ■ユニット型(大学病院) ⑦

## 〔ユニット型個室〕

要介護 1	1 1 6 6 単位
要介護 2	1 2 3 2 単位
要介護 3	1 2 9 8 単位
要介護 4	1 3 6 5 単位
要介護 5	1 4 3 1 単位

## ■ユニット型(一般病棟) ⑧

## 〔ユニット型個室〕

要介護 1	1 1 0 9 単位
要介護 2	1 1 7 8 単位
要介護 3	1 2 4 8 単位
要介護 4	1 3 1 8 単位
要介護 5	1 3 8 7 単位

## ■日帰りショート ⑨ (日帰り。難病・がん末期の者)

3 時間～4 時間未満	6 5 4 単位
4 時間～6 時間未満	9 0 5 単位
6 時間～8 時間未満	1 2 5 7 単位

## 〔多床室〕

要介護 1	1 0 0 0 単位
要介護 2	1 0 6 6 単位
要介護 3	1 1 3 2 単位
要介護 4	1 1 9 9 単位
要介護 5	1 2 6 6 単位

## 〔多床室〕

要介護 1	9 0 4 単位
要介護 2	9 6 9 単位
要介護 3	1 0 3 6 単位
要介護 4	1 1 0 3 単位
要介護 5	1 1 6 8 単位

## 〔ユニット型準個室〕

要介護 1	1 1 6 6 単位
要介護 2	1 2 3 2 単位
要介護 3	1 2 9 8 単位
要介護 4	1 3 6 5 単位
要介護 5	1 4 3 1 単位

## 〔ユニット型準個室〕

要介護 1	1 1 0 9 単位
要介護 2	1 1 7 8 単位
要介護 3	1 2 4 8 単位
要介護 4	1 3 1 8 単位
要介護 5	1 3 8 7 単位

## (2) 加算減算

- 定員超過 7 0 %
  - 看護・介護職員の人員欠如 7 0 % (①④⑤⑥⑦⑧⑨)
  - 正看比率が20%未満 9 0 % (①④⑤⑥⑦⑧⑨)
  - 僻地の医師確保計画を届出た病院の医師数が60%未満  
- 1 2 単位/日
  - 僻地の医師確保計画を届出た以外の病院の医師数が60%未満  
9 0 % (①④⑤⑥⑦⑧⑨)
  - ユニットケア体制未整備減算 9 7 % (⑦⑧)
  - 緊急短期入所受入加算 + 9 0 単位/日 (7 日を限度)
  - 送迎加算 + 1 8 4 単位/片道
  - 療養食加算 + 2 3 単位/日
  - ◎ 特定診療費 定められた単位数 × 1 0 円 (\*)
  - サービス提供体制強化加算Ⅰ + 1 2 単位/日
  - サービス提供体制強化加算Ⅱ + 6 単位/日
  - サービス提供体制強化加算Ⅲ + 6 単位/日
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 総単位数の 1. 1 % / 月 (\*) (平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の 9 0 % / 月 (\*) (平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の 8 0 % / 月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- (\*) 支給限度額管理対象外

## 10 特定施設入居者生活介護(33, 27)

## (1) ■通常の場合(33)

要介護 1	5 6 4 単位/日
要介護 2	6 3 2 単位/日
要介護 3	7 0 5 単位/日

要介護 4	773	単位／日
要介護 5	844	単位／日
□看護・介護職員の人員欠如	70%	
□個別機能訓練加算	+12	単位／日
□夜間看護体制加算	+10	単位／日
□医療機関連携加算	+80	単位／月
□看取り介護加算	+80	単位／日 (死亡日以前4～30日)
□看取り介護加算	+680	単位／日 (死亡日の前日および前々日)
□看取り介護加算	+1280	単位／日 (死亡日)
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+総単位数の3.0%	／月 (平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+(Ⅰ)の90%	／月 (平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+(Ⅰ)の80%	／月 (平成27年3月31日まで)

## (2) ■ 外部サービス利用の場合(33)

基本部分	87	単位／日
□介護職員の人員欠如	70%	
□障害者等支援加算	+20	単位／日 (養護老人ホーム)
□委託先でのサービス		
訪問介護		
身体介護		
15分未満	99	単位
15分～30分未満	199	単位
30分～1時間30分未満	271	単位に +90単位／15分ごとに
1時間30分以上	580	単位に +37単位／15分ごとに
生活援助		
15分未満	50	単位
15分～1時間未満	99	単位に +50単位／15分ごとに
1時間～1時間15分未満	226	単位
1時間15分以上	271	単位
通院等乗降介助	90	単位／1回
訪問入浴介護	…各サービスの基本部分の90%	
訪問看護	…各サービスの基本部分の90%	
訪問リハビリテーション	…各サービスの基本部分の90%	
通所介護	…各サービスの基本部分の90%	
通所リハビリテーション	…各サービスの基本部分の90%	
認知症対応型通所介護	…各サービスの基本部分の90%	
福祉用具貸与	…通常どおりの単位数	
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+総単位数の3.0%	／月 (平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+(Ⅰ)の90%	／月 (平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+(Ⅰ)の80%	／月 (平成27年3月31日まで)

(注) 介護職員処遇改善加算は下記限度額管理の対象には含まれません。

※基本部分と合わせた単位数について、要介護度ごとに次の限度額がある

要介護 1	17146	単位／月
要介護 2	19213	単位／月
要介護 3	21432	単位／月
要介護 4	23499	単位／月
要介護 5	25658	単位／月

## (3) ■ 短期利用の場合(27)・・・短期利用は限度額管理の対象

要介護 1	564	単位／日
要介護 2	632	単位／日
要介護 3	705	単位／日
要介護 4	773	単位／日
要介護 5	843	単位／日
□看護・介護職員の人員欠如	70%	
□夜間看護体制加算	+10	単位／日

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の3.0%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の90%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
- (\*)支給限度額管理対象外

## 11 福祉用具貸与(17)

### (1) 所定単位数

■金額/単位数単価(=10円)

### (2) 加算減算

特別地域加算(\*)

交通費に相当する額の単位(個々の用具ごとに100/100を限度)

中山間地域等における小規模事業所加算(\*)

交通費に相当する額の2/3の単位(個々の用具ごとに2/3)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(\*)

交通費に相当する額の1/3の単位(個々の用具ごとに1/3)

(\*)支給限度額管理対象外

### (3) 福祉用具の種目

- ◇車いす
- ◇車いす付属品
- ◇特殊寝台
- ◇特殊寝台付属品
- ◇床ずれ防止用具
- ◇体位変換器
- ◇手すり
- ◇スロープ
- ◇歩行器
- ◇歩行補助つえ
- ◇認知症老人徘徊感知機器
- ◇移動用リフト(つり具の部分は除く)
- ◇自動排泄処理装置

### (4) 福祉用具の種目により算定不可

要介護1では、以下の種目は算定できない。ただし、特別な状態にある者は除く。

- ◇車いす
- ◇車いす付属品
- ◇特殊寝台
- ◇特殊寝台付属品
- ◇床ずれ防止用具
- ◇体位変換器
- ◇認知症老人徘徊感知機器
- ◇移動用リフト(つり具の部分は除く)
- ◇自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)

要介護2では、以下の種目は算定できない。ただし、特別な状態にある者は除く。

- ◇自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)

要介護3では、以下の種目は算定できない。ただし、特別な状態にある者は除く。

- ◇自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)

### (5) 算定不可

特定施設入居者生活介護(短期利用を除く), 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く), 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く), 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をうけている場合

## II 介護予防サービス(要支援1～2)

## 1 介護予防訪問介護(61)

## (1) 所定単位数

- 週1回程度 **1 2 2 6** 単位 …月定額
- 週2回程度 **2 4 5 2** 単位 …月定額
- 週2回程度を超える **3 8 8 9** 単位 …月定額 (要支援2のみ)

※利用は1事業所のみ(複数の事業所は利用できない)

※月途中で登録または解除の場合は日割りで算定する

## (2) 加算減算

 初任者研修課程を修了した

- サービス提供責任者配置減算 90%
- 同一建物に対する減算 90% (同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
- 特別地域加算 +15% (\*)
- 中山間地域等小規模事業所加算 +10% (\*)
- 中山間地域等サービス提供加算 +5% (\*)
- 初回加算 +200 単位/月
- 生活機能向上連携加算 +100 単位/月 (3カ月間)
- 介護職員処遇改善加算(I) +総単位数の4.0%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(II) +(I)の90%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(III) +(I)の80%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

## (3) 算定不可

介護予防特定施設入居者生活介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## (4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 2 介護予防訪問入浴介護(62)

(1) ■所定単位数 **8 6 0** 単位

## (2) 加算減算

- 介護職員が2人減算 95%
- 清拭または部分浴減算 70%
- 同一建物に対する減算 90% (同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
- 特別地域加算 +15% (\*)
- 中山間地域等小規模事業所加算 +10% (\*)
- 中山間地域等サービス提供加算 +5% (\*)
- サービス提供体制強化加算 +24 単位/回
- 介護職員処遇改善加算(I) +総単位数の1.8%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(II) +(I)の90%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(III) +(I)の80%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

## (3) 算定不可

介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## 3 介護予防訪問看護(63)

## (1) 所定単位数

## ■訪問看護ステーション ①

- 20分未満 **3 1 8** 単位 (週に1回以上20分以上の訪問看護を行っている場合)
- 30分未満 **4 7 4** 単位
- 30分～1時間未満 **8 3 4** 単位
- 1時間～1時間30分未満 **1 1 4 4** 単位

## ■訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ②

- 通常 **3 1 8** 単位
- 1日に2回を超えて行う場合 90% (**2 8 6** 単位) (1回につき)

## ■病院または診療所 ③

20分未満	256単位	(週に1回以上20分以上の訪問看護を行っている場合)
30分未満	383単位	
30分～1時間未満	553単位	
1時間～1時間30分未満	815単位	

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 准看護師減算	90%	(①③)
<input type="checkbox"/> 同一建物に対する減算	90%	(同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
<input type="checkbox"/> 夜朝加算	+25%	(夜間18:00～22:00, 早朝6:00～8:00。①②③)
<input type="checkbox"/> 深夜加算	+50%	(深夜22:00～翌6:00。①②③)
<input type="checkbox"/> 2人以上で行う場合(30分未満)	+254単位/回	(①②③)
<input type="checkbox"/> 2人以上で行う場合(30分以上)	+402単位/回	(①②③)
<input type="checkbox"/> 1時間30分以上行う場合	+300単位/回	(①③、特別管理加算を算定している場合)
<input type="checkbox"/> 特別地域加算	+15%	(*)
<input type="checkbox"/> 中山間地域等小規模事業所加算	+10%	(*)
<input type="checkbox"/> 中山間地域等サービス提供加算	+5%	(*)
<input type="checkbox"/> 緊急時介護予防訪問看護加算	+540単位/月	(①②)(*)
<input type="checkbox"/> 緊急時介護予防訪問看護加算	+290単位/月	(③)(*)

※特別管理加算を算定する状態の者への2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定することができます。

<input type="checkbox"/> 特別管理加算(I)	+500単位/月	(在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態など)(*)
<input type="checkbox"/> 特別管理加算(II)	+250単位/月	(在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態など)(*)
<input type="checkbox"/> 初回加算	+300単位/月	(退院時共同指導加算を算定する場合は×。複数事業所で算定できる。)
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	+600単位/月	(原則1回(特別な管理を必要とする者は2回)。初回加算を算定する場合は×)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算	+6単位/回	(①②③)

(\*)支給限度額管理対象外

## (3)算定不可

介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## 4 介護予防訪問リハビリテーション(64)

(1)所定単位数 **307** 単位/回

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 同一建物に対する減算	90%	(同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
<input type="checkbox"/> 中山間地域等サービス提供加算	+5%	(*)
<input type="checkbox"/> 短期集中リハビリテーション実施加算	+200単位/日	(退院or新たな認定から3カ月以内)
<input type="checkbox"/> 訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携した場合の加算	+300単位/回	(3月に1回を限度)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算	+6単位/回	

(\*)支給限度額管理対象外

## (3)算定不可

介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## 5 介護予防居宅療養管理指導(34)

(1)医師または歯科医師

## ■医師

同一建物居住者以外	503単位	(2回/月)	①	┆
同一建物居住者	452単位	(2回/月)	①	
同一建物居住者以外	292単位	(2回/月)	②	┆
同一建物居住者	262単位	(2回/月)	②	

①在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料を算定しない場合

②在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合

- 歯科医師
    - 同一建物居住者以外 503 単位 (2回/月)
    - 同一建物居住者 452 単位 (2回/月)
  - (2) 薬剤師
    - 病院または診療所の薬剤師
      - 同一建物居住者以外 553 単位 (2回/月)
      - 同一建物居住者 387 単位 (2回/月)
    - 薬局の薬剤師
      - 同一建物居住者以外 503 単位 (4回/月) \*
      - 同一建物居住者 352 単位 (4回/月) \*
  - \* 末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者の場合は2回/週、かつ8回/月
  - 疼痛緩和の薬学的指導加算 +100 単位/回
  - (3) ■ 管理栄養士
    - 同一建物居住者以外 533 単位 (在宅の利用者。2回/月)
    - 同一建物居住者 452 単位 (居住系施設入居者等。2回/月)
  - (4) ■ 歯科衛生士等
    - 同一建物居住者以外 352 単位 (在宅の利用者。4回/月)
    - 同一建物居住者 302 単位 (居住系施設入居者等。4回/月)
  - (5) ■ 看護職員(保健師, 看護師)
    - 同一建物居住者以外 402 単位 (サービス開始月より6月以内で2回限り)
    - 同一建物居住者 362 単位 (サービス開始月より6月以内で2回限り)
  - 准看護師減算 90%
  - 算定不可
- 利用者が定期的に通院している場合、定期的に訪問診療を受けている場合、介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## 6 介護予防通所介護(65)

- (1) 所定単位数
  - 要支援1 2115 単位/月 …月定額
  - 要支援2 4236 単位/月 …月定額
- ※利用は1事業所のみ(複数の事業所は利用できない)
- (2) 加算減算
  - 定員超過 70%
  - 看護・介護職員の人員欠如 70%
  - 中山間地域等サービス提供加算 +5% (\*)
  - 若年性認知症利用者受入加算 +240 単位/月
  - 同一建物に対する減算 -376 単位/月 (要支援1で同一建物に居住するなどの場合)
  - 同一建物に対する減算 -752 単位/月 (要支援2で同一建物に居住するなどの場合)
  - 生活機能向上グループ活動加算 +100 単位/月 (①or②or③or④を算定している場合は×)
  - 運動器機能向上加算 +225 単位/月 ①
  - 栄養改善加算 +150 単位/月 ②
  - 口腔機能向上加算 +150 単位/月 ③
  - 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) +480 単位/月 ④ (選択的サービスを2種類実施。  
①or②or③を算定している場合は×)
  - 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) +700 単位/月 ④ (選択的サービスを3種類実施。  
①or②or③を算定している場合は×)
  - 事業所評価加算 +120 単位/月 …当該1年度間  
※運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上を行っている事が前提
  - サービス提供体制強化加算Ⅰ
    - 要支援1 +48 単位/月
    - 要支援2 +96 単位/月
  - サービス提供体制強化加算Ⅱ
    - 要支援1 +24 単位/月
    - 要支援2 +48 単位/月
  - 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の1.9%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)

- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の90% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 ※選択的サービスとは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス  
 (\*)支給限度額管理対象外

## (3)算定不可

介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## (4)社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 7 介護予防通所リハビリテーション(66)

## (1)所定単位数

## ＜病院又は診療所の場合＞

- 要支援1 2433 単位 / 月 …月定額  
 要支援2 4870 単位 / 月 …月定額

## ＜介護老人保健施設の場合＞

- 要支援1 2433 単位 / 月 …月定額  
 要支援2 4870 単位 / 月 …月定額

※利用は1事業所のみ(複数の事業所は利用できない)

## (2)加算減算

- 定員超過 70%  
 医師・理学療法士等の人員欠如 70%  
 中山間地域等サービス提供加算 +5% (\*)  
 若年性認知症利用者受入加算 +240 単位 / 月  
 同一建物に対する減算 -376 単位 / 月 (要支援1で同一建物に居住するなどの場合)  
 同一建物に対する減算 -752 単位 / 月 (要支援2で同一建物に居住するなどの場合)  
 運動器機能向上加算 +225 単位 / 月 ①  
 栄養改善加算 +150 単位 / 月 ②  
 口腔機能向上加算 +150 単位 / 月 ③  
 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) +480 単位 / 月 (選択的サービスを2種類実施。  
①or②or③を算定している場合は×)  
 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) +700 単位 / 月 (選択的サービスを3種類実施。  
①or②or③を算定している場合は×)  
 事業所評価加算 +120 単位 / 月 …当該1年度間  
 ※運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上を行っている事が前提  
 サービス提供体制強化加算Ⅰ  
      要支援1 +48 単位 / 月  
      要支援2 +96 単位 / 月  
 サービス提供体制強化加算Ⅱ  
      要支援1 +24 単位 / 月  
      要支援2 +48 単位 / 月  
 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の1.7% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の90% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80% / 月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 ※選択的サービスとは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス  
 (\*)支給限度額管理対象外

## (3)算定不可

介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## 8 介護予防短期入所生活介護(24)

## (1)所定単位数

- 単独型 ①  
 [従来型個室] [多床室]  
      要支援1 486 単位 / 日                       要支援1 524 単位 / 日  
      要支援2 603 単位 / 日                       要支援2 652 単位 / 日  
 併設型 ②

## [従来型個室]

要支援 1 4 5 8 単位／日  
 要支援 2 5 6 9 単位／日

## ■単独型ユニット型 ③

## [ユニット型個室]

要支援 1 5 6 7 単位／日  
 要支援 2 6 9 0 単位／日

## ■併設型ユニット型 ④

## [ユニット型個室]

要支援 1 5 3 6 単位／日  
 要支援 2 6 6 6 単位／日

## [多床室]

要支援 1 5 0 2 単位／日  
 要支援 2 6 1 7 単位／日

## [ユニット型準個室]

要支援 1 5 6 7 単位／日  
 要支援 2 6 9 0 単位／日

## [ユニット型準個室]

要支援 1 5 3 6 単位／日  
 要支援 2 6 6 6 単位／日

## (2)加算減算

- 夜勤職員減算 9 7 %  
 □定員超過 7 0 %  
 □看護・介護職員の人員欠如 7 0 %  
 □ユニットケア体制未整備減算 9 7 % (③④)  
 □機能訓練体制加算 + 1 2 単位／日  
 □認知症行動・心理症状緊急対応加算 + 2 0 0 単位／日 (7日を限度)…⑤  
 □若年性認知症利用者受入加算 + 1 2 0 単位／日 (⑤を算定している場合は×)  
 □送迎加算 + 1 8 4 単位／片道  
 □療養食加算 + 2 3 単位／日  
 □サービス提供体制強化加算Ⅰ + 1 2 単位／日  
 □サービス提供体制強化加算Ⅱ + 6 単位／日 どれかを算定  
 □サービス提供体制強化加算Ⅲ + 6 単位／日  
 □介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 総単位数の 2. 5 %／月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 □介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の 9 0 %／月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 □介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の 8 0 %／月 (\*)(平成27年3月31日まで)  
 (\* )支給限度額管理対象外

## (3)社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 9 介護予防短期入所療養介護

## 9-1 介護老人保健施設(25)

## (1)所定単位数

## ■通常型 ①

## [従来型個室：従来型]

要支援 1 5 7 9 単位／日  
 要支援 2 7 2 0 単位／日

## [多床室：従来型]

要支援 1 6 1 6 単位／日  
 要支援 2 7 7 0 単位／日

## ■療養型老健(看護職員を配置) ②

## [従来型個室：療養型]

要支援 1 5 8 3 単位／日  
 要支援 2 7 2 4 単位／日

## [多床室：療養型]

要支援 1 6 2 3 単位／日  
 要支援 2 7 7 8 単位／日

## ■療養型老健(看護ワンコール体制) ③

## [従来型個室：療養型]

要支援 1 5 8 3 単位／日  
 要支援 2 7 2 4 単位／日

## [多床室：療養型]

要支援 1 6 2 3 単位／日  
 要支援 2 7 7 8 単位／日

## ■ユニット型 ④

## [従来型個室：在宅強化型]

要支援 1 6 0 9 単位／日  
 要支援 2 7 4 9 単位／日

## [多床室：在宅強化型]

要支援 1 6 4 9 単位／日  
 要支援 2 8 0 4 単位／日

## [従来型個室：療養強化型]

要支援 1 5 8 3 単位／日  
 要支援 2 7 2 4 単位／日

## [多床室：療養強化型]

要支援 1 6 2 3 単位／日  
 要支援 2 7 7 8 単位／日

## [従来型個室：療養強化型]

要支援 1 5 8 3 単位／日  
 要支援 2 7 2 4 単位／日

## [多床室：療養強化型]

要支援 1 6 2 3 単位／日  
 要支援 2 7 7 8 単位／日



## [ユニット型個室：従来型]

要支援1 623 単位/日  
要支援2 780 単位/日

## [ユニット型準個室：従来型]

要支援1 623 単位/日  
要支援2 780 単位/日

## ■ユニット型療養型老健(看護職員を配置) ⑤

## [ユニット型個室：療養型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## [ユニット型準個室：療養型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## ■ユニット型療養型老健(看護ワーカー体制) ⑥

## [ユニット型個室：療養型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## [ユニット型準個室：療養型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## [ユニット型個室：在宅強化型]

要支援1 656 単位/日  
要支援2 813 単位/日

## [ユニット型準個室：在宅強化型]

要支援1 656 単位/日  
要支援2 813 単位/日

## [ユニット型個室：療養強化型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## [ユニット型準個室：療養強化型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## [ユニット型個室：療養強化型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## [ユニット型準個室：療養強化型]

要支援1 650 単位/日  
要支援2 807 単位/日

## (2)加算減算

- 夜勤職員減算 97%
- 定員超過 70%
- 看護・介護職員等の人員欠如 70% (注)
- ユニットケア体制未整備減算 97% (④⑤⑥)
- 夜勤職員配置加算 +24 単位/日
- リハビリテーション機能強化加算 +30 単位/日 (注)
- 個別リハビリテーション実施加算 +240 単位/日
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 +200 単位/日 (7日を限度)…⑦
- 若年性認知症利用者受入加算 +120 単位/日 (⑦を算定している場合は×)
- 送迎加算 +184 単位/片道
- ◎特別療養費(介護療養型老健) (\*)
- 療養体制維持特別加算 +27 単位/日 (②③⑤⑥(=介護療養型老健))
- 療養食加算 +23 単位/日
- ◎緊急時施設療養費 (\*)
  - 緊急時治療管理 511 単位/日
  - 特定治療 定められた点数×10円
- サービス提供体制強化加算Ⅰ +12 単位/日
- サービス提供体制強化加算Ⅱ +6 単位/日
- サービス提供体制強化加算Ⅲ +6 単位/日
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の1.5%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) +(Ⅰ)の90%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) +(Ⅰ)の80%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

(注)PT、OT、STによる人員配置減算(人員欠如)を適用する場合は、□リハビリテーション機能強化加算は適用されません。

## 9-2 療養病床を有する病院(26)

## (1)所定単位数

## ■通常型(看護6:1 介護4:1) ①

## [従来型個室]

要支援1 556 単位/日  
要支援2 690 単位/日

## [多床室]

要支援1 618 単位/日  
要支援2 773 単位/日

## ■通常型(6:1 5:1) ②

## [従来型個室]

要支援1 521 単位/日

## [多床室]

要支援1 583 単位/日

要支援 2	6 4 6 単位／日	要支援 2	7 2 9 単位／日
■通常型(6:1 6:1) ③			
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	4 9 7 単位／日	要支援 1	5 5 9 単位／日
要支援 2	6 1 5 単位／日	要支援 2	6 9 9 単位／日
■経過型Ⅰ型(6:1 4:1) ④			
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	5 5 6 単位／日	要支援 1	6 1 8 単位／日
要支援 2	6 9 0 単位／日	要支援 2	7 7 3 単位／日
■経過型Ⅱ型(8:1 4:1) ⑤			
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	5 5 6 単位／日	要支援 1	6 1 8 単位／日
要支援 2	6 9 0 単位／日	要支援 2	7 7 3 単位／日
■ユニット型 ⑥			
[ユニット型個室]		[ユニット型準個室]	
要支援 1	6 2 5 単位／日	要支援 1	6 2 5 単位／日
要支援 2	7 8 2 単位／日	要支援 2	7 8 2 単位／日
■ユニット型 経過型 ⑦			
[ユニット型個室]		[ユニット型準個室]	
要支援 1	6 2 5 単位／日	要支援 1	6 2 5 単位／日
要支援 2	7 8 2 単位／日	要支援 2	7 8 2 単位／日

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 夜勤職員減算	- 2 5 単位／日 (注2)	
<input type="checkbox"/> 定員超過	7 0 %	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	7 0 % (③⑤⑥⑦)	
<input type="checkbox"/> 正看比率が20%未満	9 0 % (③⑤⑥⑦)	
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した病院の医師数が60%未満	- 1 2 単位／日 (注1)	
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した以外の病院の医師数が60%未満	9 0 % (③⑤⑥⑦) (注1)	
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	9 7 % (⑥⑦)	
<input type="checkbox"/> 病院療養病床療養環境減算	- 2 5 単位／日	
<input type="checkbox"/> 医師配置減算	- 1 2 単位／日 (注1)	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅰ	+ 2 3 単位／日	┆ (注2) ┆ ┆ ┆
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅱ	+ 1 4 単位／日	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅲ	+ 1 4 単位／日	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅳ	+ 7 単位／日	
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位／日 (7日を限度)…⑧	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	+ 1 2 0 単位／日 (⑧を算定している場合は×)	
<input type="checkbox"/> 送迎加算	+ 1 8 4 単位／片道	
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 2 3 単位／日	
◎特定診療費	定められた単位数×100円 (*)	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位／日	┆ どれかを算定 ┆ ┆
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位／日	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位／日	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の1.1%／月 (*) (平成27年3月31日まで)	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の90%／月 (*) (平成27年3月31日まで)	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の80%／月 (*) (平成27年3月31日まで)	

(\*)支給限度額管理対象外

(注1)医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経過措置減算(僻地の..)は適用されません。(注2)夜間勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算は適用されません。

## 9-3 診療所(26)

## (1)所定単位数

■通常型(看護6:1 介護6:1) ①	
[従来型個室]	[多床室]

要支援 1	5 3 9 単位/日	要支援 1	6 0 1 単位/日
要支援 2	6 6 9 単位/日	要支援 2	7 5 2 単位/日
■通常型(3:1 3:1)	②		
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	4 7 1 単位/日	要支援 1	5 3 8 単位/日
要支援 2	5 8 3 単位/日	要支援 2	6 7 3 単位/日
■ユニット型	③		
[ユニット型個室]		[ユニット型準個室]	
要支援 1	6 0 8 単位/日	要支援 1	6 0 8 単位/日
要支援 2	7 6 1 単位/日	要支援 2	7 6 1 単位/日

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 定員超過	7 0 %		
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	9 7 %	(③)	
<input type="checkbox"/> 診療所設備基準減算	- 6 0 単位/日		
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位/日	(7日を限度)…④	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	+ 1 2 0 単位/日	(④を算定している場合は×)	
<input type="checkbox"/> 送迎加算	+ 1 8 4 単位/片道		
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 2 3 単位/日		
◎特定診療費	定められた単位数×100円	(*)	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位/日	↓	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位/日	↓	どれかを算定
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位/日	↓	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の1.1%/月	(*)(平成27年3月31日まで)	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の90%/月	(*)(平成27年3月31日まで)	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の80%/月	(*)(平成27年3月31日まで)	
(*)支給限度額管理対象外			

## 9-4 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(26)

## (1)所定単位数

■通常型(大学病院等 看護3:1 介護6:1)	①		
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	8 5 0 単位/日	要支援 1	9 6 0 単位/日
要支援 2	1 0 1 1 単位/日	要支援 2	1 1 1 5 単位/日
■通常型(一般病院 4:1 4:1)	②		
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	7 8 4 単位/日	要支援 1	8 4 6 単位/日
要支援 2	9 5 3 単位/日	要支援 2	1 0 3 6 単位/日
■通常型(一般病院 4:1 5:1)	③		
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	7 6 1 単位/日	要支援 1	8 2 3 単位/日
要支援 2	9 2 5 単位/日	要支援 2	1 0 0 8 単位/日
■通常型(一般病院 4:1 6:1)	④		
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	7 4 9 単位/日	要支援 1	8 1 1 単位/日
要支援 2	9 0 9 単位/日	要支援 2	9 9 3 単位/日
■通常型(一般病院 経過措置型)	⑤		
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	6 8 7 単位/日	要支援 1	7 9 7 単位/日
要支援 2	8 4 8 単位/日	要支援 2	9 5 2 単位/日
■経過型	⑥		
[従来型個室]		[多床室]	
要支援 1	5 9 1 単位/日	要支援 1	6 5 3 単位/日
要支援 2	7 5 2 単位/日	要支援 2	8 3 5 単位/日
■ユニット型(大学病院等)	⑦		
[ユニット型個室]		[ユニット型準個室]	
要支援 1	9 6 2 単位/日	要支援 1	9 6 2 単位/日

要支援 2	1118 単位／日	要支援 2	1118 単位／日
■ユニット型(一般病院)	⑧		
[ユニット型個室]		[ユニット型準個室]	
要支援 1	853 単位／日	要支援 1	853 単位／日
要支援 2	1045 単位／日	要支援 2	1045 単位／日
(2)加算減算			
<input type="checkbox"/> 定員超過	70%		
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	70%	(①④⑤⑥⑦⑧)	
<input type="checkbox"/> 正看比率が20%未満	90%	(①④⑤⑥⑦⑧)	
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した病院の医師数が60%未満	- 12 単位／日		
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した以外の病院の医師数が60%未満	90%	(①④⑤⑥⑦⑧)	
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	97%	(⑦⑧)	
<input type="checkbox"/> 送迎加算	+ 184 単位／片道		
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 23 単位／日		
◎特定診療費	定められた単位数×10円 (*)		
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 12 単位／日	∴	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位／日	∴	どれかを算定
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位／日	∴	
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 総単位数の 1.1%/月			(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の90%/月			(*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80%/月			(*)(平成27年3月31日まで)
(*)支給限度額管理対象外			

## 10 介護予防特定施設入居者生活介護(35)

## (1)■通常の場合

要支援 1	197 単位／日
要支援 2	456 単位／日
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	70%
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算	+ 12 単位／日
<input type="checkbox"/> 医療機関連携加算	+ 80 単位／月
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 総単位数の 3.0%/月	(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の90%/月	(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80%/月	(平成27年3月31日まで)

## (2)■外部サービス利用の場合

基本部分	58 単位／日
<input type="checkbox"/> 介護職員の人員欠如	70%
<input type="checkbox"/> 障害者等支援加算	+ 20 単位／日 (養護老人ホーム)
<input type="checkbox"/> 委託先でのサービス	
介護予防訪問介護	…各サービスの基本部分の90%
介護予防訪問入浴介護	…各サービスの基本部分の90%
介護予防訪問看護	…各サービスの基本部分の90%
介護予防訪問リハビリテーション	…各サービスの基本部分の90%
介護予防通所介護	…各サービスの基本部分の90%
<input type="checkbox"/> 運動器機能向上加算	+ 203 単位／月 ①
<input type="checkbox"/> 栄養改善加算	+ 135 単位／月 ②
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算	+ 135 単位／月 ③
<input type="checkbox"/> 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) + 432 単位／日	(①or②or③を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) + 630 単位／日	(①or②or③を算定している場合は×)
介護予防通所リハビリテーション…各サービスの基本部分の90%	
<input type="checkbox"/> 運動器機能向上加算	+ 203 単位／月 ④
<input type="checkbox"/> 栄養改善加算	+ 135 単位／月 ⑤
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算	+ 135 単位／月 ⑥
<input type="checkbox"/> 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) + 432 単位／日	(④or⑤or⑥を算定している場合は×)
<input type="checkbox"/> 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) + 630 単位／日	(④or⑤or⑥を算定している場合は×)
介護予防認知症対応通所…各サービスの基本部分の90%	

<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算	+ 2 4 単位／月
<input type="checkbox"/> 栄養改善加算	+ 1 3 5 単位／月
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算	+ 1 3 5 単位／月
介護予防福祉用具貸与	…通常どおりの単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の 3.0%／月 (平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の 90%／月 (平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の 80%／月 (平成27年3月31日まで)

※指定介護予防訪問看護は、保健師、看護師によるサービス提供に限る。

指定介護予防通所介護の選択的サービスの部分は加算を可能とする。

(加算額は通常を選択的サービスの算定額の 90/100)

※基本部分と合わせた単位数について、要介護度ごとに次の限度額がある

要支援 1	5 0 0 3 単位／月
要支援 2	1 0 4 7 3 単位／月

## 11 介護予防福祉用具貸与(67)

### (1) 所定単位数

■金額／単位数単価(= 10円)

### (2) 加算減算

特別地域加算(\*)

交通費に相当する額の単位(個々の用具ごとに100/100を限度)

中山間地域等における小規模事業所加算(\*)

交通費に相当する額の2/3の単位(個々の用具ごとに2/3)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(\*)

交通費に相当する額の1/3の単位(個々の用具ごとに1/3)

(\*)支給限度額管理対象外

### (3) 福祉用具の種目

- ◇車いす
- ◇車いす付属品
- ◇特殊寝台
- ◇特殊寝台付属品
- ◇床ずれ防止用具
- ◇体位変換器
- ◇手すり
- ◇スロープ
- ◇歩行器
- ◇歩行補助つえ
- ◇認知症老人徘徊感知機器
- ◇移動用リフト(つり具の部分は除く)
- ◇自動排泄処理装置

### (4) 福祉用具の種目により算定不可

要支援1～2では以下の種目は算定できない。ただし、特別な状態にある者は除く。

- ◇車いす
- ◇車いす付属品
- ◇特殊寝台
- ◇特殊寝台付属品
- ◇床ずれ防止用具
- ◇体位変換器
- ◇認知症老人徘徊感知機器
- ◇移動用リフト(つり具の部分は除く)
- ◇自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)

### (5) 算定不可

介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)をうけている場合

### Ⅲ 居宅介護支援(要介護1～5) (43)

#### (1) 所定単位数

■取扱件数が40未満の部分に適用 (←ケアマネ1人あたり)

要介護1, 2 **1005** 単位/月

要介護3, 4, 5 **1306** 単位/月

■取扱件数が40以上の場合に、40～60未満の部分に適用

要介護1, 2 **502** 単位/月

要介護3, 4, 5 **653** 単位/月

■取扱件数が40以上の場合に、60以上の部分に適用

要介護1, 2 **301** 単位/月

要介護3, 4, 5 **392** 単位/月

(注1) 介護予防支援の受託(要支援1, 2)は1/2件の取扱件数とする。

(注2) 40未満の部分、40～60未満の部分、60以上の部分の利用者の割り当て方法は、利用者の契約日が古いのもから順に1件目、2件目・・・と割り当てます。

もし、同じ契約日で単位数が異なる利用者が39件目と40件目などになった場合は、高い単位数の利用者を先に並べます。

#### (2) 加算減算

運営基準減算 50% …①

運営基準減算が2カ月以上継続 算定しない …②

特別地域加算 +15%

中山間地域等小規模事業所加算 +10%

中山間地域等サービス提供加算 +5%

特定事業所集中減算 -200単位/月 …③

初回加算 +300単位/月 (新規作成時, 要介護度が2段階以上変更時)

特定事業所加算Ⅰ +500単位/月 (どちらかを算定)

特定事業所加算Ⅱ +300単位/月 (ただし, ①②③がある場合は×)

入院時情報連携加算(Ⅰ) +200単位/月 (病院・診療所に訪問した場合)

入院時情報連携加算(Ⅱ) +100単位/月 (病院・診療所に訪問した場合以外)

退院・退所加算 +300単位/月 (入院または入所期間中に3回まで。初回加算を算定する場合は×)

認知症加算 +150単位/月

独居高齢者加算 +150単位/月

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 +300単位/月 (前回算定より6月以上でなければ×)

複合型サービス事業所連携加算 +300単位/月 (前回算定より6月以上でなければ×)

緊急時等居宅カンファレンス加算 +200単位/回 (1月に2回まで算定できる)

#### (3) 算定不可

特定施設入居者生活介護(短期利用を除く), 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く), 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く) をうけている場合

### Ⅳ 介護予防支援(要支援1, 2) (46)

(1) ■所定単位数 **414** 単位/月

(2)  初回加算 +300単位 (新規に計画を作成する場合)

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 +300単位/月(前回算定より6月以上でなければ×)

#### (3) 算定不可

介護予防特定施設入居者生活介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

## V 地域密着型介護サービス(要介護1～5)

## 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(76)

## (1) 所定単位数

## ■ 一体型：訪問看護サービスを行わない場合 ①

要介護1	6707	単位/月	…月定額
要介護2	11182	単位/月	…月定額
要介護3	17900	単位/月	…月定額
要介護4	22375	単位/月	…月定額
要介護5	26850	単位/月	…月定額

## ■ 一体型：訪問看護サービスを行う場合 ②

要介護1	9323	単位/月	…月定額
要介護2	13999	単位/月	…月定額
要介護3	20838	単位/月	…月定額
要介護4	25454	単位/月	…月定額
要介護5	30623	単位/月	…月定額

## ■ 連携型 ③

要介護1	6707	単位/月	…月定額
要介護2	11182	単位/月	…月定額
要介護3	17900	単位/月	…月定額
要介護4	22375	単位/月	…月定額
要介護5	26850	単位/月	…月定額

◎連携先の訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、連携先の訪問看護事業所は要介護1～4は2935単位、要介護5は3735単位を算定できる。

※利用は1事業所のみ(複数の事業所は利用できない)

## (2) 加算減算

□ 准看護師減算 98% (②)

□ 通所サービス(\*\*)利用時の減算…①③の場合

要介護1	-146	/日
要介護2	-243	/日
要介護3	-389	/日
要介護4	-486	/日
要介護5	-583	/日

□ 通所サービス(\*\*)利用時の減算…②の場合

要介護1	-202	/日
要介護2	-304	/日
要介護3	-452	/日
要介護4	-553	/日
要介護5	-665	/日

□ 特別地域加算 +15% (\*)

□ 中山間地域等小規模事業所加算 +10% (\*)

□ 中山間地域等サービス提供加算 +5% (\*)

□ 緊急時訪問看護加算 +290単位/月 (②) (\*)

□ 特別管理加算(Ⅰ) +500単位/月 (②。在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態など) (\*)

□ 特別管理加算(Ⅱ) +250単位/月 (②。在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態など) (\*)

□ ターミナルケア加算 +2000単位/月 (②) (\*)

□ 初期加算 +30単位/日 (利用開始から30日以内)

□ 退院時共同指導加算 +600単位/月 (原則1回(特別な管理を必要とする者は2回))

□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) +500単位/月

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) +350単位/月

□ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) +350単位/月

□ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の4.0%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)

□ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) +(Ⅰ)の90%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)

□ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) +(Ⅰ)の80%/月 (\*) (平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

(\*\*)通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護(76)の市町村独自加算]

加算の名称	単位数(1月)	日割単位
定期巡回市町村独自加算1	50	2
定期巡回市町村独自加算2	100	3
定期巡回市町村独自加算3	150	5
定期巡回市町村独自加算4	200	7
定期巡回市町村独自加算5	250	8
定期巡回市町村独自加算6	300	10
定期巡回市町村独自加算7	350	12
定期巡回市町村独自加算8	400	13
定期巡回市町村独自加算9	450	15
定期巡回市町村独自加算10	500	16

(3)算定不可

短期入所生活介護,短期入所療養介護,特定施設入居者生活介護,夜間対応型訪問介護,小規模多機能型居宅介護,認知症対応型共同生活介護,地域密着型特定施設入居者生活介護,地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護,複合型サービスをうけている場合

(4)社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 2 夜間対応型訪問介護(71)

(1)所定単位数

## ■夜間対応型訪問介護Ⅰ

基本夜間対応型訪問介護	1006	単位/月	…月定額	①
定期巡回サービス	383	単位/回		②
随時訪問サービス1	583	単位/回		③
随時訪問サービス2(2人訪問)	785	単位/回		④

## ■夜間対応型訪問介護Ⅱ 2775 単位/月 …月定額 ⑤

※月途中で登録または解除の場合は日割りで算定する

(2)加算減算

<input type="checkbox"/> 同一建物に対する減算	90%	(同一建物に居住する30人以上に提供する場合)
<input type="checkbox"/> 24時間通報対応加算	+610	単位/月 (②③④)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+12	単位/回 (①②③④)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+84	単位/月 (⑤)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+総単位数の4.0%	/月 (*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+(Ⅰ)の90%	/月 (*)(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+(Ⅰ)の80%	/月 (*)(平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

[夜間対応型訪問介護(71)の市町村独自加算]

加算の名称	単位数(1月)	日割単位
基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1	50	2
基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2	100	3
基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3	150	5
基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4	200	7
基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5	250	8
基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6	300	10
夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算1	50	2
夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算2	100	3
夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算3	150	5
夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算4	200	7
夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算5	250	8
夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算6	300	10

(3)算定不可



短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービスをうけている場合

(4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

### 3 認知症対応型通所介護 (72)

#### (1) 所定単位数

##### ■ 単独型

[ 2～3 時間]

3～5 時間の場合の 63%

[ 3～5 時間]

要介護 1	593 単位
要介護 2	652 単位
要介護 3	712 単位
要介護 4	773 単位
要介護 5	832 単位

[ 7～9 時間]

要介護 1	1036 単位
要介護 2	1148 単位
要介護 3	1261 単位
要介護 4	1374 単位
要介護 5	1486 単位

[ 9～10 時間]

7～9 時間の場合に +50 単位

[11～12 時間]

7～9 時間の場合に +150 単位

##### ■ 併設型

[ 2～3 時間]

3～5 時間の場合の 63%

[ 3～5 時間]

要介護 1	536 単位
要介護 2	590 単位
要介護 3	643 単位
要介護 4	697 単位
要介護 5	751 単位

[ 7～9 時間]

要介護 1	930 単位
要介護 2	1030 単位
要介護 3	1131 単位
要介護 4	1232 単位
要介護 5	1332 単位

[ 9～10 時間]

7～9 時間の場合に +50 単位

[11～12 時間]

7～9 時間の場合に +150 単位

##### ■ 共用型

[ 2～3 時間]

3～5 時間の場合の 63%

[ 3～5 時間]

要介護 1	270 単位
要介護 2	280 単位
要介護 3	289 単位
要介護 4	299 単位
要介護 5	309 単位

[ 7～9 時間]

要介護 1	506 単位
要介護 2	524 単位

[ 5～7 時間]

要介護 1	910 単位
要介護 2	1007 単位
要介護 3	1104 単位
要介護 4	1201 単位
要介護 5	1299 単位

[10～11 時間]

7～9 時間の場合に +100 単位

[ 5～7 時間]

要介護 1	818 単位
要介護 2	905 単位
要介護 3	992 単位
要介護 4	1079 単位
要介護 5	1166 単位

[10～11 時間]

7～9 時間の場合に +100 単位

[ 5～7 時間]

要介護 1	439 単位
要介護 2	454 単位
要介護 3	470 単位
要介護 4	486 単位
要介護 5	502 単位

要介護3 **542** 単位  
 要介護4 **560** 単位  
 要介護5 **579** 単位

[9～10時間]

7～9時間の場合に +50 単位

[11～12時間]

7～9時間の場合に +150 単位

[10～11時間]

7～9時間の場合に +100 単位

## (2) 加算減算

- 定員超過 70%
- 看護・介護職員の人員欠如 70%
- 入浴介助加算 +50 単位/日
- 個別機能訓練加算 +27 単位/日
- 若年性認知症利用者受入加算 +60 単位/日
- 栄養改善加算 +150 単位/回 (2回/月。3月毎に確認)
- 口腔機能向上加算 +150 単位/回 (2回/月。3月毎に確認)
- 同一建物に対する減算 -94 単位/日 (同一建物に居住するなどの利用者の場合)
- サービス提供体制強化加算Ⅰ +12 単位/回 ↓どちらかを算定
- サービス提供体制強化加算Ⅱ +6 単位/回 ↓
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の2.9%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) +(Ⅰ)の90%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) +(Ⅰ)の80%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)

(\*) 支給限度額管理対象外

## (3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービスをうけている場合

## (4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 4 小規模多機能型居宅介護(73)

## (1) 所定単位数

要介護1 **11505** 単位/月 …月定額

要介護2 **16432** 単位/月 …月定額

要介護3 **23439** 単位/月 …月定額

要介護4 **25765** 単位/月 …月定額

要介護5 **28305** 単位/月 …月定額

※利用は1事業所のみ(複数の事業所は利用できない)

※月途中で登録または解除の場合は日割りで算定する

## (2) 加算減算

- 定員超過 70%
- 人員欠如 70%
- 同一建物に対する減算 90% (実登録者が定員の80%以上の事業所の場合)
- 過少サービスに対する減算 70%
- 初期加算 +30 単位/日 (30日以内)
- 認知症加算Ⅰ +800 単位/月
- 認知症加算Ⅱ +500 単位/月 (要介護2)
- 看護職員配置加算Ⅰ +900 単位/月 ↓どちらかを算定
- 看護職員配置加算Ⅱ +700 単位/月 ↓
- 事業開始時支援加算 +500 単位/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
- サービス提供体制強化加算Ⅰ +500 単位/月 ↓
- サービス提供体制強化加算Ⅱ +350 単位/月 ↓どれかを算定
- サービス提供体制強化加算Ⅲ +350 単位/月 ↓
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の4.2%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) +(Ⅰ)の90%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) +(Ⅰ)の80%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)

(\*) 支給限度額管理対象外

[小規模多機能型居宅介護(73)の市町村独自加算]

加 算 の 名 称	単位数(1月)	日割単位
小規模多機能型市町村独自加算1	50	2
小規模多機能型市町村独自加算2	100	3
小規模多機能型市町村独自加算3	150	5
小規模多機能型市町村独自加算4	200	7
小規模多機能型市町村独自加算5	250	8
小規模多機能型市町村独自加算6	300	10
小規模多機能型市町村独自加算7	350	12
小規模多機能型市町村独自加算8	400	13
小規模多機能型市町村独自加算9	450	15
小規模多機能型市町村独自加算10	500	16
小規模多機能型市町村独自加算11	550	18
小規模多機能型市町村独自加算12	600	20
小規模多機能型市町村独自加算13	650	21
小規模多機能型市町村独自加算14	700	23
小規模多機能型市町村独自加算15	750	25
小規模多機能型市町村独自加算16	800	26
小規模多機能型市町村独自加算17	850	28
小規模多機能型市町村独自加算18	900	30
小規模多機能型市町村独自加算19	950	31
小規模多機能型市町村独自加算20	1000	33

## (3)算定不可

短期入所生活介護,短期入所療養介護,特定施設入居者生活介護,認知症対応型共同生活介護,地域密着型特定施設入居者生活介護,地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護,複合型サービスをうけている場合

## (4)社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## (参)算定不可2

小規模多機能型居宅介護を受けている間は算定しないものは、

訪問介護,訪問入浴介護,通所介護,通所リハビリテーション,短期入所生活介護,短期入所療養介護,特定施設入居者生活介護

夜間対応型訪問介護,認知症対応型通所介護,認知症対応型共同生活介護,地域密着型特定施設入居者生活介護,地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 5 認知症対応型共同生活介護(32, 38)

## (1)所定単位数

## ■通常の場合(32)

## [I型] 1ユニットの場合 ①

要介護1 805単位/日  
 要介護2 843単位/日  
 要介護3 868単位/日  
 要介護4 886単位/日  
 要介護5 904単位/日

## [II型] 2ユニット以上の場合 ②

要介護1 792単位/日  
 要介護2 830単位/日  
 要介護3 855単位/日  
 要介護4 872単位/日  
 要介護5 890単位/日

## ■短期利用の場合(1日1人まで)(38)

## [I型] 1ユニットの場合 ③

要介護1 835単位/日  
 要介護2 873単位/日  
 要介護3 899単位/日  
 要介護4 916単位/日  
 要介護5 934単位/日

## [II型] 2ユニット以上の場合 ④

要介護1 822単位/日  
 要介護2 860単位/日  
 要介護3 886単位/日  
 要介護4 903単位/日  
 要介護5 920単位/日

## (2)加算減算

- 夜勤職員減算 97%
- 定員超過 70%
- 人員欠如 70%
- 夜間ケア加算(I) +50単位/日 (①③)
- 夜間ケア加算(II) +25単位/日 (②④)
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算

	+ 200 単位/日	(③④。7日を限度)…⑤
□若年性認知症利用者受入加算	+ 120 単位/日	(⑤を算定している場合は×)
□看取り介護加算	+ 80 単位/月	(死亡日以前4～30日。ただし⑥がない場合は×)
□看取り介護加算	+ 680 単位/月	(死亡日の前日および前々日。ただし⑥がない場合は×)
□看取り介護加算	+ 1280 単位/月	(死亡日。ただし⑥がない場合は×)
□初期加算	+ 30 単位/日	(30日以内)
□医療連携体制加算	+ 39 単位/日	…⑥
□退居時相談援助加算	+ 400 単位/回	(①②。1人につき1回限り)
□認知症専門ケア加算Ⅰ	+ 3 単位/日	↓(①②。どちらかを算定)
□認知症専門ケア加算Ⅱ	+ 4 単位/日	↓
□サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 12 単位/日	↓
□サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位/日	↓どれかを算定
□サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位/日	↓
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の3.9%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の90%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の80%/月	(*)(平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

## 6 地域密着型特定施設入居者生活介護(36, 28)

### (1) 所定単位数

#### ■通常の場合(36) ①

要介護1	562 単位/日
要介護2	631 単位/日
要介護3	703 単位/日
要介護4	771 単位/日
要介護5	842 単位/日

#### ■短期利用の場合(28) ②

要介護1	562 単位/日
要介護2	631 単位/日
要介護3	703 単位/日
要介護4	771 単位/日
要介護5	842 単位/日

### (2) 加算減算

□看護・介護職員の人員欠如	70%	
□個別機能訓練加算	+ 12 単位/日	(①)
□医療機関連携加算	+ 80 単位/月	(①)
□夜間看護体制加算	+ 10 単位/日	
□看取り介護加算	+ 80 単位/日	(①。死亡日以前4～30日)
□看取り介護加算	+ 680 単位/日	(①。死亡日の前日および前々日)
□看取り介護加算	+ 1280 単位/日	(①。死亡日)
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の3.0%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の90%/月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の80%/月	(*)(平成27年3月31日まで)

(\*)支給限度額管理対象外

## 7 地域密着型介護福祉施設サービス(特養) (54)

### (1) 所定単位数

#### ■地域密着型介護福祉施設 ①

[従来型個室]

要介護1	580 単位
要介護2	650 単位
要介護3	723 単位
要介護4	793 単位
要介護5	862 単位

## [多床室1] (平成24年4月1日以前に整備されたもの)

要介護1	633	単位
要介護2	702	単位
要介護3	774	単位
要介護4	843	単位
要介護5	911	単位

## [多床室2] (平成24年4月1日後に整備されたもの)

要介護1	626	単位
要介護2	694	単位
要介護3	766	単位
要介護4	835	単位
要介護5	902	単位

## ■ユニット型地域密着型介護福祉施設 ②

## [ユニット型個室]

要介護1	662	単位
要介護2	733	単位
要介護3	806	単位
要介護4	876	単位
要介護5	946	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	662	単位
要介護2	733	単位
要介護3	806	単位
要介護4	876	単位
要介護5	946	単位

## ■経過的地域密着型介護福祉施設 ③

## [従来型個室]

要介護1	742	単位
要介護2	808	単位
要介護3	879	単位
要介護4	946	単位
要介護5	1012	単位

## [多床室1] (平成24年4月1日以前に整備されたもの)

要介護1	793	単位
要介護2	857	単位
要介護3	928	単位
要介護4	994	単位
要介護5	1059	単位

## [多床室2] (平成24年4月1日後に整備されたもの)

要介護1	784	単位
要介護2	849	単位
要介護3	918	単位
要介護4	984	単位
要介護5	1048	単位

## ■旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設 ④

## [従来型個室]

要介護1	742	単位
要介護2, 要介護3	848	単位
要介護4, 要介護5	978	単位

## [多床室1] (平成24年4月1日以前に整備されたもの)

要介護1	793	単位
要介護2, 要介護3	898	単位
要介護4, 要介護5	1026	単位

## [多床室2] (平成24年4月1日後に整備されたもの)

要介護1	784	単位
要介護2, 要介護3	889	単位
要介護4, 要介護5	1016	単位

## ■ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設 ⑤

## [ユニット型個室]

要介護1	812	単位
要介護2	878	単位
要介護3	950	単位
要介護4	1017	単位
要介護5	1083	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	812	単位
要介護2	878	単位
要介護3	950	単位
要介護4	1017	単位
要介護5	1083	単位

## ■ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設 ⑥

## [ユニット型個室]

要介護1	812	単位
要介護2, 要介護3	919	単位
要介護4, 要介護5	1049	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	812	単位
要介護2, 要介護3	919	単位
要介護4, 要介護5	1049	単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 夜間勤務条件基準減算	97%	
<input type="checkbox"/> 定員超過	70%	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員等の人員欠如	70%	
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	97%	(②⑤⑥)
<input type="checkbox"/> 身体拘束廃止未実施減算	-5	単位/日
<input type="checkbox"/> 日常生活継続支援加算	+23	単位/日 …⑦
<input type="checkbox"/> 看護体制加算Ⅰ	+12	単位/日 (①②)
<input type="checkbox"/> 看護体制加算Ⅱ	+4	単位/日 (③④⑤⑥)
<input type="checkbox"/> 看護体制加算Ⅲ	+23	単位/日 (①②)

□看護体制加算Ⅱ	+ 8 単位/日	(③④⑤⑥)
□夜勤職員配置加算Ⅰ	+ 4 1 単位/日	(①)
□夜勤職員配置加算Ⅰ	+ 1 3 単位/日	(③④)
□夜勤職員配置加算Ⅱ	+ 4 6 単位/日	(②)
□夜勤職員配置加算Ⅱ	+ 1 8 単位/日	(⑤⑥)
□準ユニットケア加算	+ 5 単位/日	(①③④)
□個別機能訓練加算	+ 1 2 単位/日	
□若年性認知症入所者受入加算	+ 1 2 0 単位/日	
□常勤専従医師配置加算	+ 2 5 単位/日	
□精神科医療養指導加算	+ 5 単位/日	
□障害者生活支援体制加算	+ 2 6 単位/日	
□外泊時費用	+ 2 4 6 単位/日	(1月に6日を限度)
□初期加算	+ 3 0 単位/日	(30日以内)
□退所前訪問相談援助加算	+ 4 6 0 単位	
□退所後訪問相談援助加算	+ 4 6 0 単位	
□退所時相談援助加算	+ 4 0 0 単位	
□退所前連携加算	+ 5 0 0 単位	
□栄養マネジメント加算	+ 1 4 単位/日	
□経口移行加算	+ 2 8 単位/日	
□経口維持加算Ⅰ	+ 2 8 単位/日	
□経口維持加算Ⅱ	+ 5 単位/日	
□口腔機能維持管理体制加算	+ 3 0 単位/月	…⑩
□口腔機能維持管理加算	+ 1 1 0 単位/月	(⑩がない場合は×)
□療養食加算	+ 2 3 単位/日	
□看取り介護加算	+ 8 0 単位/日	(死亡日以前4日以上30日以下)
□看取り介護加算	+ 6 8 0 単位/日	(死亡日以前2日または3日)
□看取り介護加算	+ 1 2 8 0 単位/日	(死亡日)
□在宅復帰支援機能加算	+ 1 0 単位/日	
□在宅・入所相互利用加算	+ 3 0 単位/日	(要介護3, 4, 5)
□小規模拠点集合型施設加算	+ 5 0 単位/日	
□認知症専門ケア加算Ⅰ	+ 3 単位/日	↓どちらかを算定
□認知症専門ケア加算Ⅱ	+ 4 単位/日	↓
□認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位/日	(入所日から7日を限度)
□サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位/日	↓どれかを算定。
□サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位/日	↓ただし⑦がある場合は×
□サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位/日	↓
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の2.5%/月	(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の90%/月	(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の80%/月	(平成27年3月31日まで)

(3) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 8 複合型サービス(77)

## (1) 所定単位数

要介護1	1 3 3 4 1 単位/月	…月定額
要介護2	1 8 2 6 8 単位/月	…月定額
要介護3	2 5 2 7 4 単位/月	…月定額
要介護4	2 8 5 3 1 単位/月	…月定額
要介護5	3 2 1 4 1 単位/月	…月定額

※利用は1事業所のみ(複数の事業所は利用できない)

※月途中で登録または解除の場合は日割りで算定する

## (2) 加算減算

□定員超過	7 0 %	
□人員欠如	7 0 %	
□過少サービスに対する減算	7 0 %	
□末期の悪性腫瘍等により医療保険の 訪問看護を利用した場合の減算	- 9 2 5 単位/月	(要介護1, 2, 3)
	- 1 8 5 0 単位/月	(要介護4)

- － 2 9 1 4 単位／月 （要介護 5）
- 特別の指示により医療保険の訪問看護を利用した場合の減算
- － 3 0 単位／日 （要介護 1, 2, 3）
  - － 6 0 単位／日 （要介護 4）
  - － 9 5 単位／日 （要介護 5）
- 初期加算 + 3 0 単位／日 （利用開始から 3 0 日以内）
- 認知症加算（Ⅰ） + 8 0 0 単位／月
- 認知症加算（Ⅱ） + 5 0 0 単位／月 （要介護 2）
- 退院時共同指導加算 + 6 0 0 単位／月 （原則 1 回（特別な管理を必要とする者は 2 回）
- 事業開始時支援加算 + 5 0 0 単位／月 （\*）（平成 27 年 3 月 31 日まで）
- 緊急時訪問看護加算 + 5 4 0 単位／月 （\*）
- 特別管理加算（Ⅰ） + 5 0 0 単位／月 （在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態など）（\*）
- 特別管理加算（Ⅱ） + 2 5 0 単位／月 （在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態など）（\*）
- ターミナルケア加算 + 2 0 0 0 単位／月 （\*）
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） + 5 0 0 単位／月
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） + 3 5 0 単位／月
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ） + 3 5 0 単位／月
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 総単位数の 4. 2 %／月 （\*）（平成 27 年 3 月 31 日まで）
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +（Ⅰ）の 9 0 %／月 （\*）（平成 27 年 3 月 31 日まで）
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） +（Ⅰ）の 8 0 %／月 （\*）（平成 27 年 3 月 31 日まで）
- （\*）支給限度額管理対象外

## [複合型サービス(77)の市町村独自加算]

加 算 の 名 称	単位数(1月)	日割単位
複合型市町村独自加算 1	5 0	2
複合型市町村独自加算 2	1 0 0	3
複合型市町村独自加算 3	1 5 0	5
複合型市町村独自加算 4	2 0 0	7
複合型市町村独自加算 5	2 5 0	8
複合型市町村独自加算 6	3 0 0	1 0
複合型市町村独自加算 7	3 5 0	1 2
複合型市町村独自加算 8	4 0 0	1 3
複合型市町村独自加算 9	4 5 0	1 5
複合型市町村独自加算 10	5 0 0	1 6
複合型市町村独自加算 11	5 5 0	1 8
複合型市町村独自加算 12	6 0 0	2 0
複合型市町村独自加算 13	6 5 0	2 1
複合型市町村独自加算 14	7 0 0	2 3
複合型市町村独自加算 15	7 5 0	2 5
複合型市町村独自加算 16	8 0 0	2 6
複合型市町村独自加算 17	8 5 0	2 8
複合型市町村独自加算 18	9 0 0	3 0
複合型市町村独自加算 19	9 5 0	3 1
複合型市町村独自加算 20	1 0 0 0	3 3

## (3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 をうけている場合

## (4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## VI 地域密着型介護予防サービス(要支援1～2)

## 1 介護予防認知症対応型通所介護(74)

## (1) 所定単位数

## ■ 単独型

[ 2～3 時間]

3～5 時間の場合の 63%

[ 3～5 時間]

要支援1 518 単位

要支援2 574 単位

[ 7～9 時間]

要支援1 896 単位

要支援2 1001 単位

[ 9～10 時間]

7～9 時間の場合に +50 単位

[ 11～12 時間]

7～9 時間の場合に +150 単位

## ■ 併設型

[ 2～3 時間]

3～5 時間の場合の 63%

[ 3～5 時間]

要支援1 468 単位

要支援2 519 単位

[ 7～9 時間]

要支援1 805 単位

要支援2 899 単位

[ 9～10 時間]

7～9 時間の場合に +50 単位

[ 11～12 時間]

7～9 時間の場合に +150 単位

## ■ 共用型

[ 2～3 時間]

3～5 時間の場合の 63%

[ 3～5 時間]

要支援1 251 単位

要支援2 265 単位

[ 7～9 時間]

要支援1 469 単位

要支援2 496 単位

[ 9～10 時間]

7～9 時間の場合に +50 単位

[ 11～12 時間]

7～9 時間の場合に +150 単位

## (2) 加算減算

- |                 |              |                      |
|-----------------|--------------|----------------------|
| □ 定員超過          | 70%          |                      |
| □ 看護・介護職員の人員欠如  | 70%          |                      |
| □ 入浴介助加算        | +50 単位/日     |                      |
| □ 若年性認知症利用者受入加算 | +60 単位/日     |                      |
| □ 個別機能訓練加算      | +27 単位/日     |                      |
| □ 栄養改善加算        | +150 単位/月    |                      |
| □ 口腔機能向上加算      | +150 単位/月    |                      |
| □ 同一建物に対する減算    | -94 単位/日     | (同一建物に居住するなどの利用者の場合) |
| □ サービス提供体制強化加算Ⅰ | +12 単位/回     | どちらかを算定              |
| □ サービス提供体制強化加算Ⅱ | +6 単位/回      |                      |
| □ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | +総単位数の2.9%/月 | (*)(平成27年3月31日まで)    |
| □ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | +(Ⅰ)の90%/月   | (*)(平成27年3月31日まで)    |



介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)

(\*)(支給限度額管理対象外)

(3) 算定不可

介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護,  
介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

(4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 2 介護予防小規模多機能型居宅介護(75)

(1) 所定単位数

要支援1 **4498** 単位/月 …月定額

要支援2 **8047** 単位/月 …月定額

※利用は1事業所のみ(複数の事業所は利用できない)

※月途中で登録または解除の場合は日割りで算定する

(2) 加算減算

定員超過 70%

人員欠如 70%

同一建物に対する減算 90% (実登録者が定員の80%以上の事業所の場合)

過少サービスに対する減算 70%

初期加算 30 単位/日 (30日以内)

事業開始時支援加算 + 500 単位/月 (\*)(平成27年3月31日まで)

サービス提供体制強化加算Ⅰ + 500 単位/月 ↓

サービス提供体制強化加算Ⅱ + 350 単位/月 ↓ ↓ どれかを算定

サービス提供体制強化加算Ⅲ + 350 単位/月 ↓ ↓

介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 総単位数の4.2%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)

介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + (Ⅰ)の90%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)

介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + (Ⅰ)の80%/月 (\*)(平成27年3月31日まで)

(\*)(支給限度額管理対象外)

(3) 算定不可

介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護,  
介護予防認知症対応型共同生活介護 をうけている場合

(4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

(参) 算定不可2

介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている間は算定しないものは、

介護予防訪問介護, 介護予防訪問入浴介護, 介護予防通所介護, 介護予防通所リハビリテーション,  
介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護  
介護予防認知症対応型通所介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護

## 3 介護予防認知症対応型共同生活介護(37, 39)

(1) 所定単位数

■ 通常の場合 (37)

[Ⅰ型] 1ユニットの場合 ① **801** 単位/日 [Ⅱ型] 2ユニット以上の場合 ② **788** 単位/日

■ 短期利用の場合(1日1人まで) (39)

[Ⅰ型] 1ユニットの場合 ③ **831** 単位/日 [Ⅱ型] 2ユニット以上の場合 ④ **818** 単位/日

※要支援2のみ

(2) 加算減算

夜勤職員減算 97%

定員超過 70%

人員欠如 70%

夜間ケア加算(Ⅰ) + 50 単位/日 (①③)

夜間ケア加算(Ⅱ) + 25 単位/日 (②④)

認知症行動・心理症状緊急対応加算 + 200 単位/日 (③④。7日を限度)…⑤

若年性認知症利用者受入加算 + 120 単位/日 (⑤を算定している場合は×)

初期加算 + 30 単位/日 (30日以内)

□退居時相談援助加算	+ 4 0 0 単位／回	(①②。1人につき1回限り)
□認知症専門ケア加算Ⅰ	+ 3 単位／日	-(①②。どちらかを算定)
□認知症専門ケア加算Ⅱ	+ 4 単位／日	
□サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位／日	- どれかを算定
□サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位／日	
□サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位／日	
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の 3.9%／月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の 90%／月	(*)(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の 80%／月	(*)(平成27年3月31日まで)
(*)支給限度額管理対象外		

## VII 施設介護サービス(要介護1～5)

## 1 介護老人福祉施設(特養) (51)

## (1) 所定単位数

## ■ 介護福祉施設(通常型) ①

## [従来型個室]

要介護1	580	単位
要介護2	651	単位
要介護3	723	単位
要介護4	794	単位
要介護5	863	単位

## [多床室1] (平成24年4月1日以前に整備されたもの)

要介護1	634	単位
要介護2	703	単位
要介護3	775	単位
要介護4	844	単位
要介護5	912	単位

## [多床室2] (平成24年4月1日後に整備されたもの)

要介護1	627	単位
要介護2	695	単位
要介護3	767	単位
要介護4	836	単位
要介護5	903	単位

## ■ 小規模介護福祉施設 ②

## [従来型個室]

要介護1	742	単位
要介護2	809	単位
要介護3	880	単位
要介護4	947	単位
要介護5	1013	単位

## [多床室1] (平成24年4月1日以前に整備されたもの)

要介護1	794	単位
要介護2	858	単位
要介護3	930	単位
要介護4	995	単位
要介護5	1060	単位

## [多床室2] (平成24年4月1日後に整備されたもの)

要介護1	785	単位
要介護2	850	単位
要介護3	919	単位
要介護4	985	単位
要介護5	1049	単位

## ■ 旧措置入所者介護福祉施設 ③

## [従来型個室]

要介護1	580	単位
要介護2, 要介護3	693	単位
要介護4, 要介護5	828	単位

## [多床室1] (平成24年4月1日以前に整備されたもの)

要介護1	634	単位
要介護2, 要介護3	744	単位
要介護4, 要介護5	878	単位

## [多床室2] (平成24年4月1日後に整備されたもの)

要介護1	627	単位
要介護2, 要介護3	737	単位
要介護4, 要介護5	869	単位

## ■ 小規模旧措置入所者介護福祉施設 ④

## [従来型個室]

要介護1	742	単位
要介護2, 要介護3	849	単位
要介護4, 要介護5	979	単位

## [多床室1] (平成24年4月1日以前に整備されたもの)

要介護1	794	単位
要介護2, 要介護3	899	単位
要介護4, 要介護5	1027	単位

## [多床室2] (平成24年4月1日後に整備されたもの)

要介護1	785	単位
要介護2, 要介護3	890	単位
要介護4, 要介護5	1017	単位

## ■ ユニット型 ⑤

## [ユニット型個室]

要介護1	663	単位
要介護2	733	単位
要介護3	807	単位
要介護4	877	単位
要介護5	947	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	663	単位
要介護2	733	単位
要介護3	807	単位
要介護4	877	単位
要介護5	947	単位

## ■ ユニット型小規模 ⑥

## [ユニット型個室]

要介護 1	8 1 3 単位
要介護 2	8 7 9 単位
要介護 3	9 5 1 単位
要介護 4	1 0 1 8 単位
要介護 5	1 0 8 4 単位

## ■ユニット型旧措置入所者介護福祉施設 ⑦

## [ユニット型個室]

要介護 1	6 6 3 単位
要介護 2, 要介護 3	7 6 6 単位
要介護 4, 要介護 5	9 0 2 単位

## ■ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設 ⑧

## [ユニット型個室]

要介護 1	8 1 3 単位
要介護 2, 要介護 3	9 2 1 単位
要介護 4, 要介護 5	1 0 5 0 単位

## [ユニット型準個室]

要介護 1	8 1 3 単位
要介護 2	8 7 9 単位
要介護 3	9 5 1 単位
要介護 4	1 0 1 8 単位
要介護 5	1 0 8 4 単位

## [ユニット型準個室]

要介護 1	6 6 3 単位
要介護 2, 要介護 3	7 6 6 単位
要介護 4, 要介護 5	9 0 2 単位

## [ユニット型準個室]

要介護 1	8 1 3 単位
要介護 2, 要介護 3	9 2 1 単位
要介護 4, 要介護 5	1 0 5 0 単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 夜間勤務条件基準減算	9 7 %	
<input type="checkbox"/> 定員超過	7 0 %	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員等の人員欠如	7 0 %	
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	9 7 %	(⑤⑥⑦⑧)
<input type="checkbox"/> 身体拘束廃止未実施減算	- 5 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 日常生活継続支援加算	+ 2 3 単位 / 日	…⑨
<input type="checkbox"/> 看護体制加算 I	+ 6 単位 / 日	(定員が31人～50人以下)
<input type="checkbox"/> 看護体制加算 I	+ 4 単位 / 日	(定員が30人, or 51人以上)
<input type="checkbox"/> 看護体制加算 II	+ 1 3 単位 / 日	(定員が31人～50人以下)
<input type="checkbox"/> 看護体制加算 II	+ 8 単位 / 日	(定員が30人, or 51人以上)
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 I	+ 2 2 単位 / 日	(①②③④。定員が31人～50人以下)
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 I	+ 1 3 単位 / 日	(①②③④。定員が30人, or 51人以上)
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 II	+ 2 7 単位 / 日	(⑤⑥⑦⑧。定員が31人～50人以下)
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 II	+ 1 8 単位 / 日	(⑤⑥⑦⑧。定員が30人, or 51人以上)
<input type="checkbox"/> 準ユニットケア加算	+ 5 単位 / 日	(①②③④)
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算	+ 1 2 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症入所者受入加算	+ 1 2 0 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 常勤専従医師配置加算	+ 2 5 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 精神科医療養指導加算	+ 5 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 障害者生活支援体制加算	+ 2 6 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 外泊時費用	+ 2 4 6 単位 / 日	(1月に6日を限度)
<input type="checkbox"/> 初期加算	+ 3 0 単位 / 日	(30日以内)
<input type="checkbox"/> 退所前訪問相談援助加算	+ 4 6 0 単位	
<input type="checkbox"/> 退所後訪問相談援助加算	+ 4 6 0 単位	
<input type="checkbox"/> 退所時相談援助加算	+ 4 0 0 単位	
<input type="checkbox"/> 退所前連携加算	+ 5 0 0 単位	
<input type="checkbox"/> 栄養マネジメント加算	+ 1 4 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 経口移行加算	+ 2 8 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 経口維持加算 I	+ 2 8 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 経口維持加算 II	+ 5 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 口腔機能維持管理体制加算	+ 3 0 単位 / 月	…⑩
<input type="checkbox"/> 口腔機能維持管理加算	+ 1 1 0 単位 / 月	(⑩がない場合は×)
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 2 3 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 看取り介護加算	+ 8 0 単位 / 日	(死亡日以前4日以上30日以下)
<input type="checkbox"/> 看取り介護加算	+ 6 8 0 単位 / 日	(死亡日以前2日または3日)
<input type="checkbox"/> 看取り介護加算	+ 1 2 8 0 単位 / 日	(死亡日)
<input type="checkbox"/> 在宅復帰支援機能加算	+ 1 0 単位 / 日	
<input type="checkbox"/> 在宅・入所相互利用加算	+ 3 0 単位 / 日	(要介護3, 4, 5)
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 I	+ 3 単位 / 日	↑どちらかを算定
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 II	+ 4 単位 / 日	↓

- 認知症行動・心理症状緊急対応加算+200単位/日 (入所した日から7日を限度)
- サービス提供体制強化加算Ⅰ +12単位/日 (どれかを算定。)
- サービス提供体制強化加算Ⅱ +6単位/日 (ただし⑨がある場合は×)
- サービス提供体制強化加算Ⅲ +6単位/日
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +総単位数の2.5%/月 (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) +(Ⅰ)の90%/月 (平成27年3月31日まで)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) +(Ⅰ)の80%/月 (平成27年3月31日まで)

(3) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

## 2 介護老人保健施設(老健) (52)

### (1) 所定単位数

#### ■通常型

①

[従来型個室：従来型] ⑦

要介護1	716	単位
要介護2	763	単位
要介護3	826	単位
要介護4	879	単位
要介護5	932	単位

[多床室：従来型] ⑦

要介護1	792	単位
要介護2	841	単位
要介護3	904	単位
要介護4	957	単位
要介護5	1011	単位

#### ■療養型老健(看護職員を配置) ②

[従来型個室：療養型]

要介護1	741	単位
要介護2	824	単位
要介護3	940	単位
要介護4	1017	単位
要介護5	1093	単位

[多床室：療養型]

要介護1	820	単位
要介護2	904	単位
要介護3	1020	単位
要介護4	1097	単位
要介護5	1173	単位

#### ■療養型老健(看護ワコール体制) ③

[従来型個室：療養型]

要介護1	741	単位
要介護2	818	単位
要介護3	913	単位
要介護4	990	単位
要介護5	1066	単位

[多床室：療養型]

要介護1	820	単位
要介護2	898	単位
要介護3	993	単位
要介護4	1069	単位
要介護5	1146	単位

#### ■ユニット型 ④

④

[ユニット型個室：従来型] ⑦

要介護1	795	単位
要介護2	842	単位
要介護3	907	単位
要介護4	960	単位
要介護5	1014	単位

[従来型個室：在宅強化型]

要介護1	745	単位
要介護2	817	単位
要介護3	880	単位
要介護4	937	単位
要介護5	993	単位

[多床室：在宅強化型]

要介護1	825	単位
要介護2	900	単位
要介護3	963	単位
要介護4	1020	単位
要介護5	1076	単位

[従来型個室：療養強化型]

要介護1	741	単位
要介護2	824	単位
要介護3	1010	単位
要介護4	1086	単位
要介護5	1163	単位

[多床室：療養強化型]

要介護1	820	単位
要介護2	904	単位
要介護3	1089	単位
要介護4	1166	単位
要介護5	1243	単位

[従来型個室：療養強化型]

要介護1	741	単位
要介護2	818	単位
要介護3	983	単位
要介護4	1059	単位
要介護5	1136	単位

[多床室：療養強化型]

要介護1	820	単位
要介護2	898	単位
要介護3	1062	単位
要介護4	1139	単位
要介護5	1215	単位

[ユニット型個室：在宅強化型]

要介護1	828	単位
要介護2	903	単位
要介護3	966	単位
要介護4	1023	単位
要介護5	1079	単位

## [ユニット型準個室：従来型] ⑦

要介護1	795	単位
要介護2	842	単位
要介護3	907	単位
要介護4	960	単位
要介護5	1014	単位

## ■ユニット型療養型老健(看護職員を配置) ⑤

## [ユニット型個室：療養型]

要介護1	903	単位
要介護2	987	単位
要介護3	1102	単位
要介護4	1179	単位
要介護5	1256	単位

## [ユニット型準個室：療養型]

要介護1	903	単位
要介護2	987	単位
要介護3	1102	単位
要介護4	1179	単位
要介護5	1256	単位

## ■ユニット型療養型老健(看護ワンコール体制) ⑥

## [ユニット型個室：療養型]

要介護1	903	単位
要介護2	981	単位
要介護3	1075	単位
要介護4	1152	単位
要介護5	1228	単位

## [ユニット型準個室：療養型]

要介護1	903	単位
要介護2	981	単位
要介護3	1075	単位
要介護4	1152	単位
要介護5	1228	単位

## [ユニット型準個室：在宅強化型]

要介護1	828	単位
要介護2	903	単位
要介護3	966	単位
要介護4	1023	単位
要介護5	1079	単位

## [ユニット型個室：療養強化型]

要介護1	903	単位
要介護2	987	単位
要介護3	1172	単位
要介護4	1249	単位
要介護5	1325	単位

## [ユニット型準個室：療養強化型]

要介護1	903	単位
要介護2	987	単位
要介護3	1172	単位
要介護4	1249	単位
要介護5	1325	単位

## [ユニット型個室：療養強化型]

要介護1	903	単位
要介護2	981	単位
要介護3	1145	単位
要介護4	1221	単位
要介護5	1298	単位

## [ユニット型準個室：療養強化型]

要介護1	903	単位
要介護2	981	単位
要介護3	1145	単位
要介護4	1221	単位
要介護5	1298	単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 夜勤職員減算	97%	
<input type="checkbox"/> 定員超過	70%	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員等の人員欠如	70%	(注)
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	97%	(④⑤⑥)
<input type="checkbox"/> 身体拘束廃止未実施減算	-5	単位/日
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算	+24	単位/日
<input type="checkbox"/> 短期集中リハビリテーション実施加算	+240	単位/日 (3月以内) (注)
<input type="checkbox"/> 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	+240	単位/日 (3日/週。3月以内) (注)
<input type="checkbox"/> 認知症ケア加算	+76	単位/日 (①②③)
<input type="checkbox"/> 若年性認知症入所者受入加算	+120	単位/日
<input type="checkbox"/> 外泊時費用	+362	単位/日 (1月に6日を限度)
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	+160	単位/日 (①④。死亡日以前4日~30日以下)
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	+820	単位/日 (①④。死亡日の前日及び前々日)
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	+1650	単位/日 (①④。死亡日)
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	+160	単位/日 (②③⑤⑥。死亡日以前4日~30日以下)
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	+850	単位/日 (②③⑤⑥。死亡日の前日及び前々日)
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	+1700	単位/日 (②③⑤⑥。死亡日)
◎特別療養費 (②③⑤⑥)		
<input type="checkbox"/> 療養体制維持特別加算	+27	単位/日 (②③⑤⑥)
<input type="checkbox"/> 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	+21	単位/日 (⑦)
<input type="checkbox"/> 初期加算	+30	単位/日 (30日以内)
<input type="checkbox"/> 入所前後訪問指導加算	+460	単位/回 (①④)
<input type="checkbox"/> 退所前訪問指導加算	+460	単位

□退所後訪問指導加算	+ 4 6 0 単位	
□退所時指導加算	+ 4 0 0 単位	
□退所時情報提供加算	+ 5 0 0 単位	
□退所前連携加算	+ 5 0 0 単位	
□老人訪問看護指示加算	+ 3 0 0 単位	
□栄養マネジメント加算	+ 1 4 単位/日	
□経口移行加算	+ 2 8 単位/日	
□経口維持加算Ⅰ	+ 2 8 単位/日	
□経口維持加算Ⅱ	+ 5 単位/日	
□口腔機能維持管理体制加算	+ 3 0 単位/月	…⑩
□口腔機能維持管理加算	+ 1 1 0 単位/月	(⑩がない場合は×)
□療養食加算	+ 2 3 単位/日	
□在宅復帰支援機能加算	+ 5 単位/日	
◎緊急時施設療養費		…⑧
緊急時治療管理	<b>5 1 1</b> 単位/日	
特定治療	定められた点数×10円	
□所定疾患施設療養費	+ <b>3 0 5</b> 単位/月	(月に1回,連続する7日を限度。⑧があると×)
□認知症専門ケア加算Ⅰ	+ 3 単位/日	┆どちらかを算定
□認知症専門ケア加算Ⅱ	+ 4 単位/日	┆
□認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位/月	(入所日から7日を限度)
□認知症情報提供加算	+ 3 5 0 単位/回	(1人につき1回限り)
□地域連携診療計画情報提供加算	+ 3 0 0 単位/月	(1回限り)
□サービス提供体制強化加算Ⅰ	+ 1 2 単位/日	┆
□サービス提供体制強化加算Ⅱ	+ 6 単位/日	┆どれかを算定
□サービス提供体制強化加算Ⅲ	+ 6 単位/日	┆
□介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 総単位数の1.5%/月	(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ (Ⅰ)の90%/月	(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+ (Ⅰ)の80%/月	(平成27年3月31日まで)

(注) P T、O T、S Tによる人員配置減算(人員欠如)を適用する場合は、□短期集中リハビリテーション実施加算、□認知症短期集中リハビリテーション実施加算は適用されません。

### 3 介護療養施設型医療施設

#### 3-1 療養病床を有する病院(53)

##### (1) 所定単位数

##### ■通常型(看護6:1 介護4:1) ①

[従来型個室]

要介護1	<b>6 7 6</b> 単位
要介護2	<b>7 8 5</b> 単位
要介護3	<b>1 0 2 0</b> 単位
要介護4	<b>1 1 2 0</b> 単位
要介護5	<b>1 2 1 0</b> 単位

[多床室]

要介護1	<b>7 8 6</b> 単位
要介護2	<b>8 9 5</b> 単位
要介護3	<b>1 1 3 0</b> 単位
要介護4	<b>1 2 3 0</b> 単位
要介護5	<b>1 3 2 0</b> 単位

##### ■通常型(6:1 5:1) ②

[従来型個室]

要介護1	<b>6 1 6</b> 単位
要介護2	<b>7 2 4</b> 単位
要介護3	<b>8 8 3</b> 単位
要介護4	<b>1 0 3 7</b> 単位
要介護5	<b>1 0 7 9</b> 単位

[多床室]

要介護1	<b>7 2 6</b> 単位
要介護2	<b>8 3 4</b> 単位
要介護3	<b>9 9 3</b> 単位
要介護4	<b>1 1 4 7</b> 単位
要介護5	<b>1 1 8 8</b> 単位

##### ■通常型(6:1 6:1) ③

[従来型個室]

要介護1	<b>5 8 7</b> 単位
要介護2	<b>6 9 7</b> 単位
要介護3	<b>8 4 6</b> 単位
要介護4	<b>1 0 0 1</b> 単位
要介護5	<b>1 0 4 2</b> 単位

[多床室]

要介護1	<b>6 9 7</b> 単位
要介護2	<b>8 0 6</b> 単位
要介護3	<b>9 5 6</b> 単位
要介護4	<b>1 1 1 1</b> 単位
要介護5	<b>1 1 5 2</b> 単位

##### ■経過型Ⅰ型(6:1 4:1) ④

## [従来型個室]

要介護1	676	単位
要介護2	785	単位
要介護3	933	単位
要介護4	1023	単位
要介護5	1113	単位

## ■経過型Ⅱ型(8:1 4:1) ⑤

## [従来型個室]

要介護1	676	単位
要介護2	785	単位
要介護3	892	単位
要介護4	982	単位
要介護5	1072	単位

## ■ユニット型 ⑥

## [ユニット型個室]

要介護1	789	単位
要介護2	898	単位
要介護3	1133	単位
要介護4	1233	単位
要介護5	1323	単位

## ■ユニット型 経過型 ⑦

## [ユニット型個室]

要介護1	789	単位
要介護2	898	単位
要介護3	1046	単位
要介護4	1136	単位
要介護5	1226	単位

## [多床室]

要介護1	786	単位
要介護2	895	単位
要介護3	1043	単位
要介護4	1133	単位
要介護5	1223	単位

## [多床室]

要介護1	786	単位
要介護2	895	単位
要介護3	1001	単位
要介護4	1091	単位
要介護5	1182	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	789	単位
要介護2	898	単位
要介護3	1133	単位
要介護4	1233	単位
要介護5	1323	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	789	単位
要介護2	898	単位
要介護3	1046	単位
要介護4	1136	単位
要介護5	1226	単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 夜勤職員減算	- 25	単位/日	(注2)
<input type="checkbox"/> 定員超過	70	%	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	70	%	(③⑤⑥⑦)
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員の人員欠如	70	%	
<input type="checkbox"/> 正看比率が20%未満	90	%	(③⑤⑥⑦)
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出た病院の医師数が60%未満	- 12	単位/日	(注1)
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出た以外の病院の医師数が60%未満	90	%	(③⑤⑥⑦) (注1)
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	97	%	(⑥⑦)
<input type="checkbox"/> 身体拘束廃止未実施減算	- 5	単位/日	
<input type="checkbox"/> 病院療養病床療養環境減算	- 25	単位/日	
<input type="checkbox"/> 医師配置減算	- 12	単位/日	(注1)
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅰ	+ 23	単位/日	┆ ┆(注2) ┆
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅱ	+ 14	単位/日	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅲ	+ 14	単位/日	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護加算Ⅳ	+ 7	単位/日	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症患者受入加算	+ 120	単位/日	
<input type="checkbox"/> 外泊時費用	+ 362	単位/日	(1月に6日を限度)
<input type="checkbox"/> 試行的退院サービス費	+ 800	単位/日	(1月に6日を限度)
<input type="checkbox"/> 他科受診時費用	+ 362	単位/日	(1月に4日を限度)
<input type="checkbox"/> 初期加算	+ 30	単位/日	(30日以内)
<input type="checkbox"/> 退院前訪問指導加算	+ 460	単位	
<input type="checkbox"/> 退院後訪問指導加算	+ 460	単位	
<input type="checkbox"/> 退院時指導加算	+ 400	単位	
<input type="checkbox"/> 退院時情報提供加算	+ 500	単位	
<input type="checkbox"/> 退院前連携加算	+ 500	単位	
<input type="checkbox"/> 老人訪問看護指示加算	+ 300	単位	
<input type="checkbox"/> 栄養マネジメント加算	+ 14	単位/日	



<input type="checkbox"/> 経口移行加算	+ 28 単位/日	
<input type="checkbox"/> 経口維持加算 I	+ 28 単位/日	
<input type="checkbox"/> 経口維持加算 II	+ 5 単位/日	
<input type="checkbox"/> 口腔機能維持管理体制加算	+ 30 単位/月	
<input type="checkbox"/> 口腔機能維持管理加算	+ 110 単位/月	
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+ 23 単位/日	
<input type="checkbox"/> 在宅復帰支援機能加算	+ 10 単位/日	
◎特定診療費	定められた単位数×10円	
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 I	+ 3 単位/日	┌どちらかを算定
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 II	+ 4 単位/日	└
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 200 単位/月	(入院日から7日を限度)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 I	+ 12 単位/日	┌
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 II	+ 6 単位/日	┌どれかを算定
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 III	+ 6 単位/日	└
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (I)	+ 総単位数の 1.1 %/月	(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (II)	+ (I)の 90 %/月	(平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (III)	+ (I)の 80 %/月	(平成27年3月31日まで)

(注1)医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経過措置減算(僻地の..)は適用されません。  
(注2)夜間勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算は適用されません。

## 3-2 療養病床を有する診療所(53)

## (1)所定単位数

## ■通常型(看護6:1 介護6:1) ①

## [従来型個室]

要介護 1	6 5 7 単位
要介護 2	7 0 9 単位
要介護 3	7 6 0 単位
要介護 4	8 1 0 単位
要介護 5	8 6 2 単位

## [多床室]

要介護 1	7 6 7 単位
要介護 2	8 1 8 単位
要介護 3	8 7 0 単位
要介護 4	9 2 0 単位
要介護 5	9 7 2 単位

## ■通常型(3:1 3:1) ②

## [従来型個室]

要介護 1	5 6 8 単位
要介護 2	6 1 4 単位
要介護 3	6 5 9 単位
要介護 4	7 0 5 単位
要介護 5	7 5 0 単位

## [多床室]

要介護 1	6 7 8 単位
要介護 2	7 2 3 単位
要介護 3	7 6 9 単位
要介護 4	8 1 4 単位
要介護 5	8 6 0 単位

## ■ユニット型 ③

## [ユニット型個室]

要介護 1	7 7 0 単位
要介護 2	8 2 1 単位
要介護 3	8 7 3 単位
要介護 4	9 2 3 単位
要介護 5	9 7 5 単位

## [ユニット型準個室]

要介護 1	7 7 0 単位
要介護 2	8 2 1 単位
要介護 3	8 7 3 単位
要介護 4	9 2 3 単位
要介護 5	9 7 5 単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 定員超過	70 %	
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	97 %	(③)
<input type="checkbox"/> 身体拘束廃止未実施減算	- 5 単位/日	
<input type="checkbox"/> 診療所療養病床設備基準減算	- 60 単位/日	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症患者受入加算	+ 120 単位/日	
<input type="checkbox"/> 外泊時費用	+ 362 単位/日	(1月に6日を限度)
<input type="checkbox"/> 他科受診時費用	+ 362 単位/日	(1月に4日を限度)
<input type="checkbox"/> 初期加算	+ 30 単位/日	(30日以内)
<input type="checkbox"/> 退院前訪問指導加算	+ 460 単位	
<input type="checkbox"/> 退院後訪問指導加算	+ 460 単位	
<input type="checkbox"/> 退院時指導加算	+ 400 単位	
<input type="checkbox"/> 退院時情報提供加算	+ 500 単位	
<input type="checkbox"/> 退院前連携加算	+ 500 単位	

□老人訪問看護指示加算	+ 3 0 0 単位	
□栄養マネジメント加算	+ 1 4 単位/日	
□経口移行加算	+ 2 8 単位/日	
□経口維持加算 I	+ 2 8 単位/日	
□経口維持加算 II	+ 5 単位/日	
□口腔機能維持管理体制加算	+ 3 0 単位/月	
□口腔機能維持管理加算	+ 1 1 0 単位/月	
□療養食加算	+ 2 3 単位/日	
□在宅復帰支援機能加算	+ 1 0 単位/日	
◎特定診療費	定められた単位数×10円	
□認知症専門ケア加算 I	+ 3 単位/日	↓どちらかを算定
□認知症専門ケア加算 II	+ 4 単位/日	↓
□認知症行動・心理症状緊急対応加算	+ 2 0 0 単位/月	(入院日から7日を限度)
□サービス提供体制強化加算 I	+ 1 2 単位/日	↓
□サービス提供体制強化加算 II	+ 6 単位/日	↓どれかを算定
□サービス提供体制強化加算 III	+ 6 単位/日	↓
□介護職員処遇改善加算 (I)	+ 総単位数の 1. 1 % / 月	(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算 (II)	+ (I) の 9 0 % / 月	(平成27年3月31日まで)
□介護職員処遇改善加算 (III)	+ (I) の 8 0 % / 月	(平成27年3月31日まで)

## 3-3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(53)

## (1) 所定単位数

■通常型(大学病院等 看護3:1 介護6:1) ①			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	1 0 0 6 単位	要介護1	1 1 1 6 単位
要介護2	1 0 7 3 単位	要介護2	1 1 8 3 単位
要介護3	1 1 3 9 単位	要介護3	1 2 4 9 単位
要介護4	1 2 0 6 単位	要介護4	1 3 1 6 単位
要介護5	1 2 7 3 単位	要介護5	1 3 8 2 単位
■通常型(一般病院 4:1 4:1) ②			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	9 4 9 単位	要介護1	1 0 5 9 単位
要介護2	1 0 1 9 単位	要介護2	1 1 2 9 単位
要介護3	1 0 8 9 単位	要介護3	1 1 9 8 単位
要介護4	1 1 5 9 単位	要介護4	1 2 6 9 単位
要介護5	1 2 2 8 単位	要介護5	1 3 3 8 単位
■通常型(一般病院 4:1 5:1) ③			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	9 2 0 単位	要介護1	1 0 3 0 単位
要介護2	9 8 9 単位	要介護2	1 0 9 8 単位
要介護3	1 0 5 6 単位	要介護3	1 1 6 6 単位
要介護4	1 1 2 4 単位	要介護4	1 2 3 4 単位
要介護5	1 1 9 1 単位	要介護5	1 3 0 1 単位
■通常型(一般病院 4:1 6:1) ④			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	9 0 4 単位	要介護1	1 0 1 4 単位
要介護2	9 7 1 単位	要介護2	1 0 8 1 単位
要介護3	1 0 3 7 単位	要介護3	1 1 4 7 単位
要介護4	1 1 0 4 単位	要介護4	1 2 1 4 単位
要介護5	1 1 7 1 単位	要介護5	1 2 8 0 単位
■通常型(一般病院 経過措置型) ⑤			
[従来型個室]		[多床室]	
要介護1	8 4 3 単位	要介護1	9 5 3 単位
要介護2	9 0 9 単位	要介護2	1 0 1 9 単位
要介護3	9 7 6 単位	要介護3	1 0 8 6 単位
要介護4	1 0 4 3 単位	要介護4	1 1 5 3 単位
要介護5	1 1 0 9 単位	要介護5	1 2 1 9 単位

## ■経過型

⑥

## [従来型個室]

要介護1	746	単位
要介護2	812	単位
要介護3	879	単位
要介護4	946	単位
要介護5	1012	単位

## [多床室]

要介護1	856	単位
要介護2	922	単位
要介護3	989	単位
要介護4	1056	単位
要介護5	1122	単位

## ■ユニット型(大学病院等)

⑦

## [ユニット型個室]

要介護1	1119	単位
要介護2	1185	単位
要介護3	1252	単位
要介護4	1319	単位
要介護5	1385	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	1119	単位
要介護2	1185	単位
要介護3	1252	単位
要介護4	1319	単位
要介護5	1385	単位

## ■ユニット型(一般病院)

⑧

## [ユニット型個室]

要介護1	1062	単位
要介護2	1132	単位
要介護3	1201	単位
要介護4	1272	単位
要介護5	1341	単位

## [ユニット型準個室]

要介護1	1062	単位
要介護2	1132	単位
要介護3	1201	単位
要介護4	1272	単位
要介護5	1341	単位

## (2)加算減算

<input type="checkbox"/> 定員超過	70%	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の人員欠如	70%	(①④⑤⑥⑦⑧)
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員の人員欠如	70%	
<input type="checkbox"/> 正看比率が20%未満	90%	(①④⑤⑥⑦⑧)
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した病院の医師数が60%未満	-12	単位/日
<input type="checkbox"/> 僻地の医師確保計画を届出した以外の病院の医師数が60%未満	90%	(①④⑤⑥⑦⑧)
<input type="checkbox"/> ユニットケア体制未整備減算	97%	(⑦⑧)
<input type="checkbox"/> 身体拘束廃止未実施減算	-5	単位/日
<input type="checkbox"/> 外泊時費用	+362	単位/日 (1月に6日を限度)
<input type="checkbox"/> 他科受診時費用	+362	単位/日 (1月に4日を限度)
<input type="checkbox"/> 初期加算	+30	単位/日 (30日以内)
<input type="checkbox"/> 退院前訪問指導加算	+460	単位
<input type="checkbox"/> 退院後訪問指導加算	+460	単位
<input type="checkbox"/> 退院時指導加算	+400	単位
<input type="checkbox"/> 退院時情報提供加算	+500	単位
<input type="checkbox"/> 退院前連携加算	+500	単位
<input type="checkbox"/> 老人訪問看護指示加算	+300	単位
<input type="checkbox"/> 栄養マネジメント加算	+14	単位/日
<input type="checkbox"/> 経口移行加算	+28	単位/日
<input type="checkbox"/> 経口維持加算Ⅰ	+28	単位/日
<input type="checkbox"/> 経口維持加算Ⅱ	+5	単位/日
<input type="checkbox"/> 口腔機能維持管理体制加算	+30	単位/月
<input type="checkbox"/> 口腔機能維持管理加算	+110	単位/月
<input type="checkbox"/> 療養食加算	+23	単位/日
<input type="checkbox"/> 在宅復帰支援機能加算	+10	単位/日
◎特定診療費	定められた	単位数×10円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	+12	単位/日
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	+6	単位/日
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ	+6	単位/日
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+総単位数の1.1%	/月 (平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+(Ⅰ)の90%	/月 (平成27年3月31日まで)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+(Ⅰ)の80%	/月 (平成27年3月31日まで)

ど  
れ  
か  
を  
算  
定

## 〔特定診療費〕

名 称	識別 番号	単位数 (単位)	摘要欄記載事項、算定条件その他														
感染対策指導管理	01	5	1日につき算定														
褥瘡管理	34	5	1日につき算定														
初期入院診療管理	05	250	入院中1回(又は2回)算定														
重度療養管理	35	123	摘要欄に患者の状態(イからへまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること 例 ハ <table border="1" data-bbox="821 481 1444 1041"> <thead> <tr> <th>患者の状態</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>ロ 態呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態</td> <td>ハ</td> </tr> <tr> <td>ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td> <td>ホ</td> </tr> <tr> <td>へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td> <td>へ</td> </tr> </tbody> </table>	患者の状態	記号	イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ 態呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ	ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ
患者の状態	記号																
イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ																
ロ 態呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ																
ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ																
ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ																
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ																
へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ																
特定施設管理	02	250	1日につき算定														
特定施設管理個室加算	03	300	同上														
特定施設管理2人部屋加算	04	150	同上														
重症皮膚潰瘍管理指導	06	18	1日につき算定														
薬剤管理指導	09	350	摘要欄に算定日を記載すること 例 6日,20日 単位を省略することも可 例 6,20 月4回を限度として算定														
特別薬剤管理指導加算	10	50	1回につき算定														
医学情報提供(Ⅰ)	11	220	同上														
医学情報提供(Ⅱ)	12	290	同上														
理学療法(Ⅰ)	18	123	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定														
理学療法(Ⅱ)	19	73	同上														
理学療法リハビリ計画加算	20	480	月1回を限度(発症の月に限り)として算定														
理学療法日常動作訓練指導加算	22	300	月1回を限度として算定														
理学療法リハビリ体制強化加算	48	35	理学療法(Ⅰ)1回につき算定														
作業療法	25	123	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定														
作業療法リハビリ計画加算	27	480	月1回を限度(発症の月に限り)として算定														
作業療法日常動作訓練指導加算	29	300	月1回を限度として算定														
作業療法リハビリ体制強化加算	49	35	作業療法1回につき算定														
言語聴覚療法	39	203	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定														
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	35	言語聴覚療法1回につき算定														
理学療法(Ⅰ)(減算)	42	86	個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定														
理学療法(Ⅱ)(減算)	43	51	同上														
作業療法(減算)	45	86	同上														
言語聴覚療法(減算)	47	142	同上														

集団コミュニケーション療法	54	5 0	
摂食機能療法	31	2 0 8	1日につき(月4回を限度)算定
短期集中リハビリ加算	52	2 4 0	摘要欄に当該施設に入院した日付を記載すること 例:20060501(入院日が2006年5月1日の場合) 理学療法、作業療法、言語聴覚両方又は摂食機能療法を行った場合、1日につき算定
認知症短期集中リハビリ加算	55	2 4 0	1週に3日まで
精神科作業療法	32	2 2 0	1日につき算定
認知症老人入院精神療法	33	3 3 0	1週間につき算定

## [特別療養費]

No	名 称	識別 番号	単位数 (単位)	摘要欄記載事項、算定条件その他																												
1	感染対策指導管理	01	5	1日につき算定																												
2	褥瘡管理	34	5	1日につき算定																												
3	初期入所診療管理	05	250	入院中1回(又は2回)算定																												
4	重度療養管理	35	120	<p>摘要欄に利用者の状態(イからリまで)又は入所者の状態(イからハまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例 ハ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>短期入所療養介護の利用者の状態</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>ハ 中心静脈注射を実施している状態</td> <td>ハ</td> </tr> <tr> <td>ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td> <td>ホ</td> </tr> <tr> <td>ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td> <td>ヘ</td> </tr> <tr> <td>ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</td> <td>ト</td> </tr> <tr> <td>チ 褥瘡に対する治療を実施している状態</td> <td>チ</td> </tr> <tr> <td>リ 気管切開が行われている状態</td> <td>リ</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入所者の状態</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>ロ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>ハ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td> <td>ハ</td> </tr> </tbody> </table> <p>1日につき算定</p>	短期入所療養介護の利用者の状態	記号	イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ 中心静脈注射を実施している状態	ハ	ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ	ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態	ト	チ 褥瘡に対する治療を実施している状態	チ	リ 気管切開が行われている状態	リ	入所者の状態	記号	イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ	ハ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ
短期入所療養介護の利用者の状態	記号																															
イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ																															
ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ																															
ハ 中心静脈注射を実施している状態	ハ																															
ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ																															
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ																															
ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ																															
ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態	ト																															
チ 褥瘡に対する治療を実施している状態	チ																															
リ 気管切開が行われている状態	リ																															
入所者の状態	記号																															
イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ																															
ロ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ																															
ハ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ																															
5	特定施設管理	02	250	1日につき算定																												
	特定施設管理個室加算	03	300	同上																												
	特定施設管理2人部屋加算	04	150	同上																												
6	重症皮膚潰瘍管理指導	06	18	1日につき算定																												
7	薬剤管理指導	09	350	<p>摘要欄に算定日を記載すること</p> <p>例 6日,20日 単位を省略することも可</p> <p>例 6,20</p> <p>月4回を限度として算定</p>																												
	特別薬剤管理指導加算	10	50	1回につき算定																												
8	医学情報提供	11	250	同上																												
9	リハビリテーション指導管理	53	10	1日につき算定																												
10	言語聴覚療法	39	180	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																												
	言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	35	言語聴覚療法1回につき算定																												

	言語聴覚療法(減算)	47	1 2 6	利用開始または入所日から4月を超えた期間で、1月に11回以上行った場合、11回目以降算定
11	摂食機能療法	31	1 8 5	1日につき(月4回を限度)算定
12	精神科作業療法	32	2 2 0	1日につき算定
13	認知症老人入所精神療法	33	3 3 0	1週間につき算定